

2007年4月レポート

タイ

- 1 海賊版ソフトへの挑戦
- 2 円谷プロダクション、ウルトラマン事件で勝訴
- 3 NSTDAはタイの研究者に発明特許を奨励
- 4 判決により、ウルトラマンのTVシリーズ取り止めか
- 5 アボット社、エイズ薬の話し合いに乗らず
- 6 タイ政府、知的財産権問題で対策構ずる
- 7 アボット社、エイズ薬の価格引下げに同意
- 8 アボット社の価格引下げは旧バージョンの薬のみ
- 9 知的財産局、違法商品の摘発に向けたフェアを開催
- 10 政府、新ジェネリック薬の輸入を望む
- 11 商務省、国の貿易予測を作成
- 12 米国、製薬企業との交渉を優先
- 13 タイ企業、国際的的海賊版対策に加わる
- 14 米国のロビイスト、タイの政策を激しく批判
- 15 ジェネリック薬メーカー、低価格のアルビアを提供
- 16 米国政府はタイをスペシャル301条の優先監視国に指定すべし
- 17 CDの海賊版摘発で11人逮捕
- 18 活動家、米国製薬大手に抗議行動
- 19 条約署名へのルール作りを要求
- 20 活動家、米国のキャンペーンに警告発す
- 21 薬論争、貿易問題に発展か

マレーシア

- 1 探知犬、別の逮捕で侵害者の嘆きを呼ぶ
- 2 マレーシアの海賊版ソフトとの戦い、各社の冷ややかな対応で躓く
- 3 遺伝子組換え生物のラベル表示を間もなく義務化へ
- 4 海賊版ディスク対策で探知犬チーム設置計画を検討中
- 5 米国製薬企業のデータ保護に条件課す
- 6 ティーンエイジャーの発明家のための賞
- 7 国内知的財産保護のための50億RM

シンガポール

- 1 シンガポールの若者、80%がIPRs保護を支持
- 2 反海賊版広告キャンペーン、若者をターゲットに

フィリピン

- 1 各機関、ケーブル放送の海賊行為対策で連携
- 2 モールでの偽ブランド表示の排除
- 3 探知犬、マニラのモールでハリウッド映画の海賊版摘発でデビュー
- 4 フィリピンIPO、本の海賊版に対策講ずる
- 5 世界知的財産デー

インドネシア

- 1 インドネシア政府とUSTR、知的財産権で話し合い
- 2 インドネシア-日本、年内にEPA締結か
- 3 RI、サイバー犯罪対策法を準備
- 4 UGMでの知的財産権トレーニング
- 5 知的財産保護は何人にも有益

ベトナム

- 1 EUと米国、ベトナムの模倣品対策支援
- 2 より強力な著作権保護
- 3 ベトナム企業、国外での商標登録で助力を受ける
- 4 ソフト産業には、7,000万米ドルの投資が必要
- 5 銀行、マイクロソフト社とライセンス問題で署名

インド

- 1 Wockhardt社は特許法に関して高等裁判所へ提訴
- 2 無形文化遺産を保護するためのデータベース
- 3 特許法への愚かな挑戦
- 4 インド特許法 「進歩性」の適切な定義が必要
- 5 デュポン社、特許侵害を訴える
- 6 IPRs保護を強調
- 7 偽物商品、インド経済に打撃
- 8 インド、パキスタンにフォーラムへの参加を申し出
- 9 インドの特許システム、世界の注目を集める
- 10 海賊版・模倣品チェックのアクション・プラン発表間近

パキスタン

- 1 コンピュータディーラーが逮捕され、CD差押え
- 2 HEC、研究に対し国際特許取得への道を開く
- 3 海賊版ソフトの全国摘発始まる
- 4 BSA、違法ソフト対策で35日間の停戦宣言
- 5 IPRは製品の販路を世界に拡大
- 6 事業者、登録を勧められる

アラブ首長国連邦

- 1 MoEコントロール下にある著作権および特許
- 2 マイクロソフトがUAEの海賊版訴訟で和解経済省、IPR対策を強化
- 3 ドバイ税関、WIPOデーを祝う、テーマは「クリエイティビティの推奨」

サウジアラビア

- 1 オーマン代表団、GCC特許事務局訪問

クウェート

- 1 保護される知的財産権

タイ

1. 海賊版ソフトへの挑戦

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ4B、タイ、2007年4月5日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は、タイ・ソフトウェア・エンタープライズがソフトウェアの海賊版対策に参加すると発表した。1998年に設立されたタイ・ソフトウェア・エンタープライズは32名のソフトのプログラマーと補助スタッフを擁する。

代表取締役のSomporn Maneeratanakul氏によれば、BSAへの加盟により知的財産権保護のため他の技術系会社と密接に協力することができると述べた。

BSAの海賊版対策部長のTarun Sawney氏はタイ・ソフトウェア・エンタープライズと各種施策、教育、エンフォースメントの面で協力できることを期待すると述べた。

2. 円谷プロダクション、ウルトラマン事件で勝訴

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB10、タイ、2007年4月5日付、ネーション紙、タイ、2007年4月6日付)

知的財産裁判所はSompote Saengduenchai氏と同氏の会社であるツブラヤ・チャイヨー社とチャイヨー・プロダクション社に対し、新型ウルトラマンキャラクターの商業目的の利用を中止させ、日本の円谷プロダクション勝訴の判決を下した。

三被告はまた1,500万バーツの罰金及び利息、弁護士費用の支払いを命じられた。

ウルトラマンの権利保有者である日本の円谷プロダクションからの委託を受けたプロ・リンク社、PR活動や営業を専門とする会社だが、この会社の代表取締役Sompote Thianthong氏とベーカー・アンド・マッケンジー事務所のManu Rakwattanakul弁護士は記者会見で、月曜日の裁判所の判決により、Sompote氏と彼の会社は新型ウルトラマンの著作権をこれ以降主張できないと述べた。

Sompote氏の会社はオリジナルのウルトラマンのモデルから新キャラクターを製作し、その中にはウルトラマン・ミレニアム、ダーク・ウルトラマン、ウルトラマン・エリートが含まれるが、それらを映画や光と音のアトラクションなどに利用し利益を得ようとした。

日本のライセンス所有者は2004年にSompote氏に対し、新ウルトラマンキャラクターの商業利用の中止を求めて知的財産裁判所に提訴した。ウルトラマン製品はVCD、ステッカー、子供服、玩具の分野である。

しかしながら、Sompote氏とManu弁護士によれば、Sompote氏が控訴する可能性がある。一方、Sompote氏からのライセンス購入者も新型ウルトラマンから利益を得ることができなくなる。

日本サイドはSompote氏に対しこれより以前1997年に、ウルトラマンの商業目的利用を認められた認可契約書を偽造した疑いで彼を提訴していた。円谷プロダクションは2000年にこの件で敗訴している。現在裁判は控訴されている。

円谷プロダクションは2004年に別の訴訟を起こし、Sompote氏の著作権を1970年代に彼が製作した「ウルトラマンとハヌマン」のような9本の映画に限定するという1976年の契約に違反していると訴えた。

Sompote氏は後に新ウルトラマンを製作した。知的財産裁判所は今週初め日本側の勝訴の判決を下し、1970年代の9本の映画の著作権はウルトラマンを含まず、同キャラクターの著作

権使用とは切り離すべきと述べた。

ウルトラマンは1970年代に製作されたテレビの人気シリーズに登場するアクション・ヒーローである。

裁判所は3被告、Sompote氏、ツブラヤ・チャイヨー社、チャイヨー・プロダクション社に対し共同して、円谷プロダクションに対する1,500万バーツの罰金及びこれに対する判決日から全額支払日まで年率7.5%の利息、裁判手数料、プラス弁護士費用8万バーツを支払うよう命じた。

3. NSTDAはタイの研究者に発明特許を奨励

(タイ・ニュース・サービス、2007年4月6日付)

国家科学技術開発庁(NSTDA)はタイの研究者に、彼らの発明に対し知的財産保護を申請するよう奨励した。テクノロジー・ライセンシング事務局(TLO)では「2007発明家の日」と題するイベントを開催し、発明特許を申請した研究者に賞を与えた。

Sakrin Bhumirat準教授がタイのサイエンス・パークで開催された「2007発明家の日」の開会式の司会を務めた。このイベントは2年目を迎えた。発明特許を出願した37人のタイの研究者に対し賞品とトロフィーが授与され、このうち10人の研究者は既に特許を取得している。

「2007発明家の日」の主催委員会はこのイベントによりタイの研究者が商業利用が可能な発明を行い、その発明に対し法的保護を得ようとする刺激となることを期待している。知的財産局又は他の海外での同様の機関に特許出願を申請した研究者はNSTDAより1出願当たり5,000バーツを授与される。既に特許を取得した研究者は1特許に対し30,000バーツが与えられる。

NSTDAによれば、タイの研究者からタイ知的財産局に対し260件の出願、海外特許庁に対し33件の出願があった。NSTDAでは出願数は毎年増加傾向にあるとのことだ。

4. 判決により、ウルトラマンのTVシリーズ取り止めか

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ1B、タイ、2007年4月9日付)

4月2日の知的財産裁判所の判決により、非常に期待されているウルトラマンのTVシリーズは、新ウルトラマンキャラクターが著作権の侵害と見なされたため、放映中止に追い込まれるかもしれない。このシリーズはオリジナルの日本のアクションヒーロー物の続編である。

多額の予算をかけたTVシリーズの当地の製作会社であるチャイヨー・プロダクション社は、香港の俳優Ekin Cheng主演の「プロジェクト・ウルトラマン」と題した52話に及ぶウルトラマンシリーズの放映をキャンセルせざるを得ないかもしれない。1億5,000万バーツをかけたシリーズの製作は完了し、7チャンネルで今後数ヶ月間放映される予定であった。チャイヨー・プロダクション社は、新ウルトラマンシリーズを予定しており、国内全域からの広告とスポンサー料で6億バーツの収益を予想していた。同社ではまた海外での有望な市場を探していた。ウルトラマンのキャラクターを世界中の多くの市場の玩具や他製品の製造業者にサブライセンスすることで巨額の収益が予想されていた。

タイのIP裁判所は、Sompote Saengduenchai氏と彼の製作会社であるチャイヨー・プロダクション社に対し、Sompote氏が何年も以前に共同制作した9本のウルトラマン映画以外にはウルトラマン製品の権利を主張できないと判決した。この判決はウルトラマンの日本のライセンス保有者である円谷プロダクションによる訴えに対して出されたものだ。

更に判決ではSompote被告は円谷プロダクションが製作した新ウルトラマンの著作権を主張することができず、チャイヨーにより製作されたウルトラマン・ミレニアム、ダーク・ウルトラマン、ウルトラマン・エリートの流通を禁止した。Sompote被告と彼の会社はIP裁判所の判決に対し1ヶ

月以内に控訴ができる。

TVシリーズとは別にSompote被告と彼の会社は新ウルトラマンの権利を関連商品を製造する幾つかの会社に売却した。

同社のイベント企画子会社のRSiドリーム・エンターテインメント社はチャイヨー・プロダクション社との間で、「プロジェクト・ウルトラマン」のTVシリーズ52話をタイと幾つかの近隣国での5年間の商業目的での独占的使用権契約を結んだ。「我々はすべての活動を停止し、Sompote氏が日本のライセンス所有者とどのように問題を解決するかを見守らねばならない」と、RSiドリーム・エンターテインメント社のBoonperm Intanapasat代表取締役は述べた。

「幸いなことにこのシリーズの宣伝のために我々はまだそれほど大きな予算を使っていなかった」と同氏は付け加えた。

Rsiドリーム・エンターテインメント社はウルトラマンシリーズ、ショービジネスの製作、スポンサー料、ホームビデオ、宣伝販売イベントにより、初年度6,000万バーツから7,000万バーツの収益を計画していた。

チャイヨー・プロダクションより新ウルトラマンの玩具と商品の製造流通の権利を得ている国内の玩具メーカーであるApex Toys社の法律顧問は、同社はチャイヨーから法律的立場につき何らの詳細を得ていないと述べた。

「まだほころいがおさまっていない」「事件はまだ第1審で、控訴され最終的に最高裁まで行く可能性もあり、我々は最終的な解決を待たねばならない」と同顧問は述べた。

5. アボット社、エイズ薬の話し合いに乗らず

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、ページ2、タイ、2007年4月9日付)

HIV治療薬カレトラの特許所有者であるアボット社は食料薬事局(FDA)からの、強制実施権の対象となった薬に対する賠償問題の話し合いへの招待を拒否した。

招待への拒絶は、タイ政府が同社の特許を破棄し、同国がより安価なジェネリック版を製造輸入することを可能にしたことへの不満の表明と受け取られている。

FDAのSiriwat Thiptarado局長は、薬の値段とロイヤルティーの価格交渉のための明日の会議にアボット社は出席しないことを確認したと述べた。Siriwat博士はアボット社よりFDAにこの提案は受け入れがたいとの申し出があったと述べた。

しかし、エファビレンツ及び心臓病薬プラビックスの特許所有者であるMSDとサノフィ・アベンティス社はこの会議に参加予定であると同氏は述べた。今回の会議は第2回目のセッションとなる。

先月末に開催された第1回目の会議は各製薬会社がこの件を親会社と相談しなければならないと主張したため結論が得られなかった。以前FDAは特許所有者に、政府はジェネリック薬の販売から得られる収益の0.5%のみを製薬会社への補償に充てると伝えた。これは特許法の51条を適用するものだと局長は述べた。

保健省は11月と1月初旬に強制実施権を発動し、国内の緊急用使用のため高価な薬のジェネリック版の製造輸入を認めた。しかしアボット社はいかなる申し出も拒否し、このような国家政策は新薬への研究開発計画を台無しにするだけだと主張した。米国に本拠を置くこの製薬会社は既に政府の強制実施権発動に反対し、カレトラの改良型を含む新薬のタイへの投入を取止めると脅していた。

アボット社は2月に疾病対策局の保健担当高官との会議で、国内の病院で使用されるカレトラの価格を患者1人当たり月額11,580バーツから4,000バーツまで引き下げるという提案を行った。それ以降この申し出に対する話は進んでいない。

「国はエイズや心臓病で苦しんでいるすべての患者に対し責任がある。しかし民間会社は採算性に執着する。両者の立場は異なる。だからこそ我々は両者にとって最も受け入れやすい解決法を探すための話し合いをしなければならない。」とSiriwat博士は述べる。カレトラの世界の総販売額は年間11億米ドル(418億バーツ)に上る。

しかし、FDA局長はこの立場の違いを悲観してはならず、保健担当官は同社の製薬品に対する別の選択肢を検討していると述べた。MSDとサノフィ社の両代表は、彼らは親会社の決定に従い結論を出しているとFDAに伝えた。

これまでのところMSDはエファビレンツの価格を1瓶当たり726バーツに引き下げるとい申し出をしているが、政府はインドから抗レトロウイルス治療のジェネリック薬を1瓶650バーツで購入できる。しかしサノフィ・アベンティス社は心臓病薬の「スペシャルパッケージ」を提供し、多くの方が薬を入手できるようにするという政府の方針に応え、国内34,000人の患者のためプラビックス340万錠の特別割り当てを行うという提案を行った。

Siriwat博士は、政府は、人道的な計画ではなく、ガンに苦しむ患者の薬の入手を容易にするため、ノバルティス社には白血病治療薬グリーベックの価格引き下げの申し入れを行う予定であると述べた。

6. タイ政府、知的財産権問題で対策構ずる

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ2B、タイ、2007年4月9日付)

米国通商代表部(USTR)によりタイの知的財産侵害国指定の再評価が行われることに合わせ、タイ政府は海賊版対策への決意を明確化する文書を提出する予定である。

知的財産局Puangrat Asavapisit局長は、書状の中でタイが知的財産権の重要性を理解し、いかなる侵害にも真剣に対応していると説明すると述べた。

米国は、タイの担当官は知的財産、特に薬品のライセンスや著作権侵害に関連した偽造や密輸の摘発に失敗していると指摘している。報告書では、米国の民間セクターは2005年にタイでの知的財産権侵害の結果、おおよそ3億800万USドル(107億8,000万バーツ)の損害を被ったと述べている。

また、米国は、タイが医薬データ保護(data exclusivity)を少なくとも5年間尊重することや、強制実施権を発動する場合は事前に製薬業者の同意を得るよう求めている。

しかし、タイ知的財産局は、国内で特許登録された医薬特許の強制実施権発動は、世界貿易機関の協定に従っていると主張する。Puangrat 局長は、米国のコメントは知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)を逸脱するものだとして述べる。タイは、WTO協定の範囲を超えるような約束はしないと説明する。また、局長はタイの知的財産侵害に関するコメントに関わらず、タイがUSTRの「監視国」にとどまることに楽観的だ。

もしタイが「優先監視国」に指定された場合、USTR が米国の一般特惠関税制度でのタイの位置付けと貿易制裁措置を検討する際に困難に直面する。

USTRは63の貿易相手国を4つに分類し、優先国、優先監視国、監視国、306条監視国(monitoring list)に指定している。タイは、知的財産侵害の制圧への進捗が限定的であるため1994年以来監視国に加えられている。USTRは、タイを含む63カ国の格付けの見直しを今月末までに発表する。

知財局は、USTRに宛てた書簡で、知財法のエンフォースメントがより効果的となってきたと説明する。政府は警察と協力し、衛星放送、光媒体や書籍の著作権、あるいは商標権の侵害への摘発を厳格に行うとPuangrat局長は述べた。

また、知財局はUSTR のコメントを広報局、国家警察、保健省に回覧し、知的財産権エンフ

ォースメントで政府内の連携強化を狙う。

7. アボット社、エイズ薬の価格引下げに同意

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年4月11日付)

米国ベースの製薬会社アボットラボラトリーズ社は、エイズ薬カレトラの価格を患者1ヶ月あたり5,938 バーツから3,488.20バーツに引き下げることに合意した。

食品医薬行政局(FDA)のSirivat Tiptaradol局長は、新価格はカレトラのジェネリック薬よりも安価になると述べた。

同社の薬価引き下げ提案は、カレトラの価格の高さをめぐる保健省との折衝で今年年初に製薬特許の破棄に追い込まれた一連の論争を終結させるための手段と見られている。

昨日の特許所有会社の代表者との話し合いの後、Sirivat局長は、アボット社は強制実施権の発動に反対するので、その代替として薬価の引き下げを選択したと述べた。

エイズ・アクセス・ファンデーションのNimit Tienudom代表は同社のディスカウント提案に喝采した。「これが患者と保健活動家が待ち望んでいたことだ。これは明らかに政府の特許破棄策の結果だ」と同氏は述べた。

8. アボット社の価格引下げは旧バージョンの薬のみ

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ4A、タイ、2007年4月12日付)

保健省高官は、米国の薬品メーカーアボット社の主要なエイズ薬の価格の大幅引き下げ提案を歓迎した。しかし、この提案により保健省がアボット社の抗エイズ薬カレトラなどのジェネリック薬を輸入する計画を変更するかどうかは未定だ。

アボット社の提案は、活動家からも歓迎を受けた。しかし同社は、新価格が現在タイで販売されている古いバージョンのカレトラにのみ適用されると述べた。

エイズと共生する人々のタイ・ネットワークの活動家Brigitte Tenni氏は、アボット社はカレトラの最新版をタイの患者が入手可能な価格で提供すべきだと述べた。

食品医薬行政局(FDA)の担当者によれば、アボット社は新薬のタイ市場への持ち込み中止については触れなかった。アボット社からのコメントは得られていない。メルク社の担当者は詳細を明らかにせず、火曜日の話し合いでは何の取り決めもなされなかったと述べた。

9. 知的財産局、違法商品の摘発に向けたフェアを開催

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ2B、タイ、2007年4月16日付)

知的財産局では800万バーツを使い、違法商品の摘発と人々に権利を自覚させるためのフェアを開催する予定である。このイベントは7月20日 - 22日にかけてバンコクのクイーンシリキット・コンベンションセンターで開催される。

知財局では国内の他地域でも特許への認識を高めるため、同様のフェアの開催を企画している。

「模倣品はタイの大きな問題となっている。フェアは人々の権利保護への認識の強化を助けるものとなる」とPuangrat Asavapisit 局長は述べた。

このフェアでは芸術家の特許と如何に侵害を制圧するかのテーマでセミナーが開催される。音楽とビデオ業界の民間会社も共催する。米国映画協会、プラチナム、TECA、マイクロソフト、ユナイテッド、ツーディメンションズ、RS、GMM、True UBCは独自に模倣品についての

テレビコマーシャルを開始する。

知財局では100万パーツをかけ知的財産保護の大切さを訴えるテレビキャンペーンを立ち上げる。

Puangrat局長はこのキャンペーンは政府の国家、経済、社会開発計画の重要施策の1つであると述べた。知財局は侵害を取り締まるだけでなく、人々が侵害品を助長するのをやめさせようとしている。知財局と警察は頻繁にすべてのCD製造工場を査察し、著作権侵害と違法製品の製造機の国内への密輸を排除しようとしている。

海賊版摘発の一環として、政府は輸入CDと、違法製品製造のために使用される可能性のあるDVD製造機への注意深い監視を続けるとPuangrat局長は述べた。

タイの著作権侵害は2つの方法で行われる。国境越えの密輸と違法製造である。タイの海賊版問題は米国によりモニターされている。当局は違法商品の数を減らし、米国がタイを優先監視国に指定しないことを期待している。

10. 政府、新ジェネリック薬の輸入を望む

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、3ページ、タイ、2007年4月19日付)

タイはインドのメーカーから抗エイズ薬アルビア(Aluvia)の錠剤のジェネリック薬の輸入を検討している。これは政府が強制実施権を発動した後、特許権者のアボット社が国内への薬の輸入を中止したためである。

この決定は、米国拠点の同社が政府の強制実施権発動の決定に反対し、タイヘカレトラの改良型であるアルビアを含む新薬の導入を見送ると脅したことに続くものだ。

政府がクリントン財団を含む国際機関にジェネリック薬製造メーカーとの価格交渉で協力を依頼し、エイズ薬の価格を安定化させ、タイのエイズ患者が入手できるようにすることは可能だと情報筋は伝えた。

クリントン財団HIV/Aidsイニシアティブ(Chai)の目的はエイズの治療をより多くの人々に広げ、大規模なintegrated care(統合されたケア)、治療、予防プログラムを実行することである。

11. 商務省、国の貿易予測を作成

(ポストトゥデイ紙、ビジネス・マーケット欄、ページB2、タイ、2007年4月21日付、ネーション紙、ビジネス欄、ページ3B、タイ、2007年4月30日付)

商務省は貿易交渉の対象となる国々への情報提供と効率化を図る目的で、タイ国の貿易相手国予測を含む国家貿易予測の編纂を計画している。

この計画は目的とする市場への輸出機会を拡大し、自由貿易協定交渉で参考資料として使用するためである。

商務大臣補佐官Skol Harnsuthivarin氏は先週、貿易データの不足は他国との貿易交渉で好機を逃し、交渉力不足につながると述べた。

クルククライ・チラベート商務相は貿易情報の重要性を認識し、担当者に今年度同国初となる国家貿易予測(NTE)の作成を命じたと補佐官は述べた。

NTEはそれぞれの貿易相手国の関税率、貿易、セーフガード施策、投資、サービス、市場参入戦略、貿易障壁、輸出入施策、知的財産権保護策をカバーしている。

この報告書は政府が各貿易相手国の有利、不利な点につき深く知る助けとなり、また貿易赤字と障壁を減らすため、どんな貿易問題でも交渉団の助けとなるように、事前に政府が商業政策を打ち出す役目も果たすこととなる。

米国で発行している貿易予測がモデルとして使用され、それを元にタイ独自のものが作成される。商務省は今年、米国、日本、EU、韓国という主要貿易相手国から手がけ、2年度目は他の貿易相手国へと続ける。情報は年次で更新される。

12. 米国、製薬企業との交渉を優先

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年4月24日付)

ラルフ・ボイス米国大使はタイが強制実施権により安価なジェネリック薬を得ようとするよりは、特許薬の価格引下げを製薬会社と交渉するよう求めた。

ボイス大使はモンコン・ナ・ソクラ保健相その他の保健省職員との1時間の会談でそのような求めを行った。

保健省は既に強制実施権を発動し、エイズ関連薬とblood-thinning(血液をサラサラにする)薬のジェネリック薬の輸入と製造を認めた。

会談の後、ボイス大使は関係者は話し合いにより薬の適正価格の合意に至るべきだと提言した。大使はタイが世界貿易機関(WTO)の協定により強制実施権を行使する権利があることを認めながらも、先ず最初に交渉を試みるよう求めた。

タイ政府と米国製薬会社の交渉により特許薬の価格が引き下げられたなら、強制実施権は必要なかったかもしれないと大使は述べた。

大使は米国政府はタイの特許侵害国としての指定については何の決定も下しておらず、その指定では強制実施権だけを含むわけではないと述べた。

モンコン保健相は米国大使は強制実施権へのタイのスタンスを理解し、すべての関係者の利益を保護したいと考えていると述べた。

大臣は強制実施権の必要性説明のため、明日米国へ2日間の訪問の緒につく予定である。

13. タイ企業、国際的著作権対策に加わる

(バンコク・ポスト紙、ベータベース欄、ページD3、タイ、2007年4月25日付)

反著作権連合であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)はタイからの初のメンバーとなる、広く使用され(広く模倣され)ているジーニアス(Genius)会計パッケージのメーカーであるタイ・ソフトウェア・エンタープライズ社の加盟を歓迎した。この発表の際、BSAのアジア海賊対策部長のTarun Sawney氏は、この団体の目的は知的財産のための安全なデジタル社会の提供を支援することだと説明した。

BSAのメンバーのほとんどが米国の大手ソフト企業だが、英国のBEA社やスカンジナビアのTekla社やインドネシアのAndal社など、これからはタイ・ソフトウェア・エンタープライズ社もそうだが、地域的な小企業も含まれる。

海賊行為の広がりにより、タイのソフト市場の摘発のみでは発展が見込めなくなっている。Sawney氏はタイ政府は、他の多くの政府同様、ソフトの海賊行為を刑事犯罪と見なし、最高で4年の懲役及び/又は80万バーツの罰金が課されると述べた。

2007年の第一四半期で18の企業で430のプログラム、800万バーツ相当が摘発された。BSAはまた警察と連携しインターネットのソフト侵害者<http://www.gluajung.com> [<http://www.gluajung.com>]を摘発した。逮捕されるまでの1年間で彼は、特に米国、オーストラリア、ラオス、シンガポールからの顧客に海賊版ソフト1,200万バーツを販売した疑いをかけられている。

タイ・ソフトウェア・エンタープライズ社のSomporn Maneeratanakul代表取締役は彼の会社も、よくある話だが、設立当初は将来への多くの展望を持っていたが、海賊版により瀬戸際ま

で追い詰められたと述べた。「私は1983年に自分のチームを作り、1998年にはタイ・ソフトウェア・エンタープライズ社として公式に知られるようになった。わが社の最初の製品は会計用パッケージ、ジーニアスである。我が社はタイでソフトの大量販売を行った最初の会社の1つであり、我々はさらにこのパッケージをWindowsで使用した」と彼は説明した。

現在TSE社は電子図書リーダー、人材管理パッケージ、英タイ辞書などの教育ソフトを提供している。これらは大変人気があり、多くの人に利用されているが、実際に購入して使用している者は少ない。

「我々は投資するための資金が必要であり、我々の投資が直ちに盗用されることは意欲をなくさせることだ。我々は生き残るためにBSAに加盟する」とSomporn氏は述べた。

Somporn氏は今日、タイの企業は海賊行為の氾濫のため投資を恐れている。それはこの産業界にとってよくないことだ。タイ企業の投資がなければタイは国内需要のため、つまり特定のビジネス環境のためのタイ・バージョンを目にすることができない。それはまた大量生産されたタイのソフトウェアの品質が世界の国々より劣るということを意味する。

14. 米国のロビイスト、タイの政策を激しく批判

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB1、タイ、2007年4月25日付)

タイの薬の強制実施権発動の決定は何十億という投資の減という結果となり、米国との関係を危うくするものだと米国のロビイストで元外交官が述べた。

アデルマン氏はかつて米国のドナルド・ラムズフィールド元国防長官のスタッフであり、1980年代前半に米国の副国連代表を務めた。ワシントンD.C.からの電話会談で、同氏はタイの強制実施権発動の決定は同国に何十億という損失を与えるかもしれないと述べた。

タイ政府に加える圧力の一環としてUSA for Innovation(発明と知的財産擁護を目指す非営利団体)はジョージ・ブッシュ米国大統領と他の閣僚に書簡を送っている。

アデルマン氏はタイが強制実施権が必要というのは正しくない、なぜなら同国は緊急事態に直面していないからと述べた。

WTOの、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(Trips)は国家非常事態、著しい緊急事態、又は非営利の公的利用のため強制実施権を認めている。タイ自らは非営利の公的利用のために必要で、国家非常事態ではないと主張している。

しかし、世界保健機関のマーガレット・チャン事務局長はタイ政府に書簡を送り、強制実施権は「完全にTrips協定に準拠している」と述べた。商務省のデータによれば、米国は直接的間接的を含め、タイの全貿易額のほぼ3分の1を占める。

知的財産は米国経済の主要分野の1つで5兆ドル近くの価値がある。米国政府は近年アジア地域で特許法の強化を推し進めている。米国のスタンスは非常に論議を呼び、NGOや法律専門家からの批判を受けている。

15. ジェネリック薬メーカー、低価格のアルビアを提供

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、4ページ、タイ、2007年4月25日付)

特許権者であるアボット・ラボラトリーズ社が抗レトロウイルス薬を割り引いた価格で提供するという申し出を行った後、インドのジェネリック薬メーカーは、エイズ薬アルビアを低価格でタイに提供すると申し出た。

保健省の強制実施権小委員会のウィチャイ・チョークウィワット委員長は、インドの製薬会社はアボット社の特許薬の新価格を15%下回る価格を申し出ていると伝えた。

しかし、同委員長はオリジナルとジェネリック薬の両製造者からの更にいい話を期待しているし、「タイは薬の購入国だ。我々は納税者の金を最良の申し出に使うべく賢明でなければならない」と述べた。

アボット社は同社のエイズ救命薬の価格を、患者当たり年額1,000米ドル(32,500バーツ)まで引き下げると申し出た。この価格は発展途上国で販売されているジェネリック薬の価格、及び同社がタイ政府に提供した抗エイズ薬カレトラの患者当たり月額3,490バーツに匹敵するものだ。

カレトラの新型であるアルビアは、アボット社が最近タイでの使用を求めた申請手続きを撤回した何種類かの薬の1つである。

この撤回は同社のカレトラの特許を覆し、ジェネリック薬の製造輸入を認める決定を行った、軍により任命された政府への抗議として行われた。

ウィチャイ委員長はアボット社のアルビアの価格の最新の申し出を歓迎し、「最高の条件だ」と述べた。しかし、現在のカレトラの在庫が底をつくまではこの申し出への諾否の決定は行わないと述べた。

疾病対策局のThawat Sundarachan主任は、エイズ陽性者のタイ人治療のための在庫は今年度末までは持つだろうと述べた。

一方、タイ製薬リサーチ製造者協会は昨日、国のジェネリック薬計画でさらに話し合いが必要であると訴えるため政府に出向いた。

「タイの患者を救済するためには互いに協力し合う気持ちが必要である」と同団体は声明で述べている。「製薬業界と政府がタイの保健問題でより良い結果を生むための対話を続けることで、患者にずっと多くのものを提供することができる。」

同協会はヨーロッパ、日本、米国の43の大手製薬会社を代表している。

16. 米国政府はタイをスペシャル301条の優先監視国に指定すべし

(ファーマ・マーケットレター、2007年4月24日付)

知的財産権の保護を目指す非営利団体である「USA For Innovation」は、米国のコンドリーザ・ライス国務長官、保健福祉省ミッシェル・リーウィット長官、米国通商代表スーザン・シュワブ氏充てに公開で書簡を提出し、アメリカ経済にとってのIPRの重要性を再認識し、今月のタイのモンコン・ナ・ソク保健相の訪米を利用し、タイ国が米国の会社(本紙の随所で言及)が所有する特許を取上げた最近の脅迫行為と対決するよう促した。

今月初めに、また4月末に提出されるスーパー301条報告書を予想して、USTRはタイが依然として「広範な商業的なIPRの侵害と海賊行為」に苦しんでいると述べた。

昨年9月のクーデターで権力を掌握したタイの軍主導の新政権は、アメリカとヨーロッパの会社が製造した3つの薬の特許を取上げることで米国タイ間の関係を急速に悪化させ、米国の発明を政府が直接盗み出した形となった。これらのエイズと心臓病薬は開発と流通に何十億ドルというコストをかけているとUSA・フォー・イノベーションでは述べている。

公開書簡でこの圧力団体は、米国政府が、タイの大臣がハイレベルの政府間交渉でワシントンを訪れる際、IP保護を剥奪した結果をタイの新政権に学ばせるべきだと主張した。さらにUSTRが4月末に発表するスーパー301条報告書の中でタイを優先監視国に引き上げるべきだと主張した。

USA・フォー・イノベーションの代表理事で元国連米国代表のケン・アデルマン氏は、「我々はタイが米国製品の強制実施権を再考することを期待する。これを推し進めることは米国・タイのパートナーシップを弱体化させ、米国のタイに対する報復の可能性を招きかねない。」と述

べた。

「今回の行為はタイ政府が行ったものであり、非常に当惑している。」とアデルマン氏は述べ、「アメリカの発明がバンコクの路上の小売商により侵害されていることも大変遺憾だ。国民の保健制度で米国の資産を盗用しようとする動きを、世界の他の国々に認可し、保証し、推進することは全く別の話だ。」と付け加えた。

USA・フォー・イノベーションが委託作成した文書によれば、IPは米国の経済成長の正に心臓である。ロバート・シャピロ氏とケビン・ハセット氏の両経済学者によれば、知的財産権の経済価値は5兆から5兆5,000億ドルで、米国国内総生産のほぼ45%に相当し、世界の他のどの国のGDPより大きい。

17. CDの海賊版摘発で11人逮捕

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年4月26日付)

セリピット・テミヤウェート国家警察大將は捜査官を率い海賊版の摘発を行い、11人を海賊行為の容疑で逮捕し、14万枚の模倣CDをノンタブリ県のバンクルエイ地区の3ヶ所で押収した。

バンクルエイ地区では他の4名の容疑者が逮捕され、印刷機と10万枚の偽造CDカバーが押収された。押収された偽造CDはタイ及び外国の会社の音楽や映画さらに多くのポルノ映画が含まれていた。

セリピット警察大將は今回の逮捕は最大のCD海賊版ネットワークの摘発であり、タイから偽造CDとポルノ画像の一扫を目指す警察の方針の一環であると述べた。セリピット警察大將はタイのアーティストやプロデューサーからの著作権侵害の訴えを受け、この問題を重視していた。

これらの逮捕者のだれもが3軒の家屋の持ち主であることを否定し、従業員であるに過ぎないと供述しているため、警察では同ネットワークの他のメンバーに逮捕者を拡大する予定である。偽造CDの製造と流通は最大で2年間の実刑及び/又は40万バートの罰金を科せられる。

副首相兼社会開発・人権保護省大臣のパイブーン・ワタナシタム氏はこの摘発に参加し、偽造CDが経済を破壊し事業者に損害を与え、ポルノCDは青少年問題を生み出し、深刻な社会問題を招くと述べた。昨日、メディアの安全性会議で、大臣は市職員が、パンティップ・プラザ、シーロム、クロントム、バンモー、シアランシット・ショッピングモール、フューチャーパーク・ランシット、タワナー、サパーンブット・ナイトバザールを含むバンコク首都圏8箇所でポルノ・メディア商品撲滅の活動に加わるよう要請した。

18. 活動家、米国製薬大手に抗議行動

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、2007年4月27日付)

100名ほどの健康問題活動家が、アボット・ラボラトリーズ社が予定していた国内への新薬の導入を中止した行為は法律違反かどうかの決定を促すよう、商務省に対し抗議行動を行った。

この抗議行動は、政府が米国の大手製薬会社の主要なエイズ薬カレトラの特許に対し強制実施権を発動する決定を行ったが、その後の同社のスタンスに対する世界的な抗議行動の一環だ。政府決定によりタイ国はジェネリック薬の輸入製造を認め、公衆の薬の購入を容易にした。

アボット社への抗議活動には製薬会社の化学者やエイズ、消費者の権利擁護者が含まれ、

参加者は国内通商局のSiripol Yodmuangcharoen局長に嘆願書を提出した。彼らは又この問題の調査のため調査委員会を設置し、3ヶ月以内の薬価システムの見直しを求めた。

2ページに及ぶ嘆願書は主に、製薬会社の行動が通商競争法(Trade Competition Law)に違反するかどうかを問うものであった。食品薬事行政局への届出の撤回は最新の医療を必要とする患者のみではなく、国内使用の為10の新薬を輸入しようとする輸入業者に影響を与えていると嘆願書で述べている。

加えて、アボット社の薬の輸入は2005年で11億6,000万パーツに上る。適切な理由無しにどんな薬でも撤収することは、患者の治療用に保存されている関連薬品の不足につながると訴えている。

約1万部のパンフレットがシーロム通りのビジネス街で配布され、タイで薬の入手に困難を来た事と、これに抗議してこの米国製薬会社の医薬製品をボイコットするキャンペーンを行うことを市民に訴えた。

19. 条約署名へのルール作りを要求

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、3ページ、タイ、2007年4月28日付)

憲法草案は自由貿易協定(FTAs)を含む国際協定の国家承認という点で、弱点を修正していないと市民団体や法律家は指摘する。憲法草案第186条は、国際条約の署名に関して、政府はいかなる国際条約の署名も事前に議会の承認を必要とするという規定を盛り込んでいないと反対者は訴える。

知的財産・国際取引中央裁判所のナンダナ・インダナダ判事は、憲法は条約の中身を議会と国民に開示することを国に義務付けてはいないと述べる。同判事の見解によれば、国が条約に署名する場合は、事前に予想される影響調査を行い、国民と議会にその結果を報告する義務を憲法で規定すべきである。政府はいかなる逆境にも対処できるように長期的計画を備えるべきである。

第85条では、国は知的財産の保護を推進しなければならないと規定しているが、技術移転も必要であるとは規定していないと同判事は付け加えた。「起草者は公益よりもビジネスを優先しているようだ。」

20. 活動家、米国のキャンペーンに警告発す

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、3ページ、タイ、2007年4月29日付)

タイの健康問題活動家はアメリカの団体である「USA for Innovation」が、タイ政府の米国の製薬特許を覆す決定を非難する広報を行っているとは批判した。

エイズ・アクセス・ネットワークのNimit Tienudom委員長は同組織の動機を疑い、この行為は人々の利益ではなく米国の大手製薬会社の利益を擁護するものであると述べた。

同氏によれば、この組織は自ら主張するような知的財産と発明を擁護するための「非営利」団体ではなく、実際は米国製薬業界の代理人である。

USA・フォー・イノベーションは「タイの米国資産の盗用」に対する反対キャンペーンを展開した。同機関によれば、キャンペーンはウォールストリート・ジャーナルの全面広告を含み、ここではタイの「軍事政権」が米国の医学発明を盗用した最近の動きに焦点を当てている。

その広告は「ビルマに傾倒」というタイトルで、スラユット・チュラノン元陸軍大将がタイにビルマの轍を踏ませ、軍部に900万ドルの昇給を行い、11億ドルの新規の軍事経費を追加したと述べている。

同機関はウェブサイト<http://www.usaforinnovation.org> [<http://www.usaforinnovation.org>] でオンラインのキャンペーンを提供しており、その中で在米タイ大使 Krit Garnjana-Goonchorn 氏に嘆願することができる。

21. 薬論争、貿易問題に発展か

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB1、タイ、2007年4月30日付)

タイ政府が多国籍製薬企業に強制実施権の発動を発表した事は、知的財産権保護が不十分な国々に対する米国政府の監視国指定で格下げを招くだろうと通商筋は述べた。

格下げはタイ貿易が米国の一般特惠関税制度(GSP)で受けている関税低減化の恩恵にも影響を及ぼしかねない。

ワシントン政府は米国通商法の通称、スペシャル301条に基づく知的財産保護の年次報告書を、タイ時間の今夜9時に発表する予定である。情報筋によれば、IP侵害国の監視国から優先監視国(PWL)に格下げされる見込みである。

タイは他の多くの国と同様に通常の監視国であり、格下げとなればこの10年で初めてのことだ。これは著作権及び商標のエンフォースメントの不足に対する米国の不快感を反映する。優先監視国指定は貿易の特権を失うことを含め、厳しい制裁に直面する。

ある国際貿易筋によれば、タイの知的財産保護の全体的実績は昨年度、それ以前の年と比べ良くも悪くもない。しかし、タイ政府は政治的に強力で財力の豊かな製薬業界を怒らせてしまった。

米国は前回、1989年から1992年にかけて、タイ国をPWLに指定した。その際、米国は19製品でGSPによる輸入関税特権を廃止した。ほとんどはタイから輸出する農業製品だ。タイのIP保護が改善されたおかげで、ワシントンの政府は1993年にタイを監視国に格上げした。

スペシャル301条の下で米国政府は優先監視国又は監視国の国々に対し通商措置を起こし、紛争を解決しようとする。実際のところ、優先監視国ははるかに立場が弱い。

商務省の担当筋は、状況はこれ以上悪くはならないと楽観的に見ている。同筋ではGSP特権の排除という通商措置がとられないことを期待している。この措置がとられれば20の主要品目で打撃を受ける。

しかし、その場合でも商務省がそれに対抗し通商措置をとるかどうかは定かではないし、IP問題を広く訴える事はタイの評判を落としかねないと、同筋は述べている。

通商局のPornsilp Patcharintanakul次長は政治問題が貿易障壁となることに遺憾の意を表した。両サイドがさらに交渉し問題が解決されることが望ましいと述べた。

マレーシア

1. 探知犬、別の逮捕で侵害者の嘆きを呼ぶ

(ネーション紙、地域ニュース欄、ページ4A、タイ、2007年4月1日付)

マレーシアの映画海賊版摘発で偽造DVD嗅ぎ分けのため派遣された2匹のラブラドル犬は、クアラルンプールの3ヶ所で何時間もの捜索を行ったが何も発見できなかった。しかし、犬を連れ帰る途中で捜査官は2件のビデオショップに気づき、思いつきで捜査したと米国映画協会(MPAA)のNor Hayati Yahay氏は述べた。2匹の犬はすぐに15万枚の海賊版DVD、150万リンギット相当を発見し、1ヶ月で2度目の成功となったと同氏は語った。

2. マレーシアの海賊版ソフトとの戦い、各社の冷ややかな対応で躓く

(アソシエイティド・プレス・ニュース・ワイヤー、2007年4月14日付)

最近の摘発で何百枚という無許可ソフトウェアが押収されたにもかかわらず、多くのマレーシア企業はコンピューターの海賊行為に対する政府の警告を無視しているようだと言官は述べる。

国内通商省の担当官は2007年度、現在までのところ11の会社から110万リンギット(31万5,000ドル相当)の違法ソフトと装置を押収したと同省のIskandar Halim Sulaiman副長官は述べた。

当局は中小企業の間で海賊版ソフトは依然として広く使用されておると見ており、これらの会社はもし見つければ「企業イメージを落とす」危険を冒しているとIskandar副長官は述べた。

今年摘発された企業はマレーシアの最大都市クアラルンプールが主であったと副長官は述べた。

捜査官は253枚の無許可ソフトのコピー版と53台のコンピューターを押収し、捜査が完了した時点で会社の経営陣を告訴する予定である。

マレーシア著作権法は最長5年間の懲役と1侵害に対し最高で2万リンギット(5,700ドル)の罰金を科している。反海賊版の監視役であるビジネス・ソフトウェア・アライアンスによれば、現在手に入る最新のデータである2005年の例で、マレーシアの企業で使用される全ソフトのほぼ60%が違法であった。マレーシアソフト産業はその年海賊行為で1億4,900万ドルの損害を被った。

同アライアンスのアジア地域エンフォースメント部長のTarun Sawney氏は金曜日、マレーシアのソフトの海賊行為は「合法的なIT企業にとって深刻な収入減」の状態を続けさせていると述べた。

マレーシア当局は2006年に全国の会社、工場、事務所から海賊版ソフト28,000万枚以上、2,300万リンギット(660万ドル)相当を押収したと政府は発表した。

3. 遺伝子組換え生物のラベル表示を間もなく義務化へ

(バナマ・デイリー・マレーシアン・ニュース、2007年4月16日付)

マレーシアでは承認された遺伝子組換え(GM)製品のみが市場に出回ることを確実にするため、バイオセーフティに関する法的枠組み作りを近々に行う予定である。天然資源環境相のDatuk Azmi Khalid氏は、現在議会上程されているバイオセーフティ法案が可決され今年度

末に官報に掲載された後、遺伝子組換え製品の強制的なラベル表示が実施に移されるという内閣決定があったと本日発表した。

「海外企業が国内に進出しタイのバイオテクノロジーを発展させる時、これらの企業がビジネス展開をするための法的仕組みが必要となる。そのためバイオセーフティ法が必要となる。もし法がなければ外国企業は現地の環境での営業に困難をきたす。」大臣は当地でのバイオセーフティ教育及び訓練に関わる学術機関及び組織の第2回国際会議の開会後に記者に語った。

生物多様性条約事務局と国連工業開発機関(Unido)が主催した3日間に及ぶ会議に70の学術機関、卓越した地域センター、国際機関の代表が参加した。

他の125カ国がバイオセーフティ法の法案作成中である。

提案された法によれば、すべての遺伝子組換え製品は成分の完全な明示が求められ、大学を含む研究機関からの専門家で構成される2つの諮問団体が設置され、GM製品の国内外への出入りに承認を与える。

4. 海賊版ディスク対策で探知犬チーム設置計画を検討中

(アソシエイティッド・プレス・ニュースワイアーズ、2007年4月15日付)

マレーシアは同国が借り受けた2匹の探知犬が大きな成功を収めた事を受け、反海賊版対策の強化のため独自の探知犬チームの立ち上げを計画している。

海賊版ディスクを探知する訓練を受けた2匹のラブラドル犬、ラッキーとフロは130万枚のDVDと97台のDVD バーナーと3万枚の未録画のディスク1,170万リンギット(330万米ドル、270万ユーロ)相当の発見で当局を助けた。

国際的な映画協会のMichael Buchan氏はラッキーとフロのマレーシアでの任務の成功と3ヶ月の期間延長は、マレーシア政府が海賊版との戦いに真剣であることを示していると日刊紙に語った。

「もし所管省が探知犬チームをスタートさせたいと考えるなら、MPAは2匹の犬を寄付する。」同氏は記事の中で述べている。MPAは2匹の新しい犬を訓練する費用を負担し、マレーシアの訓練士に技術的知識を提供すると記事は付け加えている。

マレーシアはMPAAが、違法ディスクの製造に使われる化学製品を嗅ぎ分けるよう訓練されたラッキーとフロを派遣した最初の国として選ばれた。

5. 米国製薬企業のデータ保護に条件課す

(バーナム・デイリー・マレーシアン・ニュース、2007年4月19日付)

マレーシアは米国との二国間自由貿易交渉で、米国が要求する新医薬製品に対するデータ保護(DE)を認める中でいくつかの条件を設定したと、チュア・ソイレク保健相が述べた。

それらの条件は、DEは、製品が原産国でDEを受けたときから5年間有効であり、マレーシア国家製薬管理局(NPCB)によってのみ発行される。

「米国は医薬製品に5年、新規の臨床治療情報は3年のDEを求めている。」と大臣は述べた。

DEは医薬製品の開発者・発明者の権利保護に役立つ。製品にDEが与えられると他社は一定期間、同製品のジェネリック薬を登録することができない。

マレーシアが課そうとする他の2つの条件：

- 薬の強さにのみ変更があり、同じ薬を再度用いることが可能な場合、DEは認められない。

及び

- 現行の1983年特許法の条項に従う強制実施権の発動はDEにより影響を受けない。

6. ティーンエイジャーの発明家のための賞

(ニュー・ストレート・タイム紙、マレーシア、2007年4月26日付)

第3回全国知的財産エキスポ2007が本日開催され、十代の発明家に授与される新規の賞が紹介される。高校1年と2年生が対象のヤング発明家賞は5,000マレーシアリングットの賞金が与えられる。

国内商業・消費者行政省のシャフィー・アブダル大臣がこの賞は若い発明家の育成のために導入されたと述べた。

「現代の経済の牽引機」(Current Economic Spinner)というテーマで同省とマレーシア知的財産局(MyIPO)の共催で開催された。

4日間に及びイベントは本日の全国知的財産デーに合わせて開催された。シャフィー・大臣は2005年の第1回エキスポ以来参加者は増え続け、200人を越えたと述べた。

7. 国内知的財産保護のための50億RM

(ニュー・ストレート・タイム紙、マレーシア、2007年4月28日付)

国内の知的財産保護のため50億RMの基金が設置され、発明家の製品開発と彼らの創造物の登録への援助が始まる。

アブドゥラ・バダウィ首相は、基金はより多くのマレーシア人に著作権、特許、商標、意匠の出願を認めるものだと述べた。

「国家知的財産施策の目的の中には、国民に研究を行うための財政援助を提供すること、著作権又は特許を登録し、最終的に製品を商業化することが含まれる。マレーシア人でマレーシア知的財産局に特許を出願する者は非常に少ない」と首相は述べた。

マレーシアで1986年以来の特許出願87,846件のうち、マレーシア人により出願された案件はわずか7%だった。

「この数字が少ないことは、知的財産保護の重要性は増しているが、マレーシア人の意識を向上させる努力はまだステップアップが必要だということを示している。」と首相はクアラルンプール・コンベンションセンターでマレーシア知的財産施策の発足にあたり述べた。

50億マレーシアリングットの資金が知的財産裁判所設置のために使われ、6月に開所の予定である。

「裁判所は知的財産の紛争と侵害を迅速に処理する。権利を侵害された知的財産所有者への補償もより迅速に支払われる。裁判所は、商標、特許、著作権の発案者がそれを登録しようとする刺激となるだけでなく、それらの権利を侵害する者への警告としての役割も果たす」と首相は述べた。

首相は知的財産を承認し登録するプロセスは時間がかかりすぎると述べた。

「これは知的財産の承認にかかる国際的な水準である3.5年を上回るものだ。」

アブドゥラ首相は国内商業・消費者行政省に承認プロセスのスピード化を命じた。

「省は手続きに要する時間短縮のための施策を至急実行すべきだ。手続きが簡略化されればもっと多くのデザイナーや発明者が彼らの知的財産を登録すると確信する。」

国内商業・消費者行政省シャフィー・アブダル大臣は承認制度を改良すると述べた。

「商標登録手続きは36ヶ月に短縮された。我々はこれを12ヶ月に減らすつもりだ。特許出願

は5年を要するが、我々はこれを3年半にしたい」と大臣は述べた。

シンガポール

1. シンガポールの若者、80%がIPRs保護を支持

(チャンネル・ニュース・アジア、2007年4月25日付)

シンガポールの若者の10人に8人が知的財産権保護を支持するが、依然としてこのうちの大部分がこの権利侵害の結果に余り関心を持っていない。これらがシンガポール知的財産局(IPOS)が行ったオンライン調査の主な結果である。

630人の調査対象者の80%がインターネットからの音楽ダウンロードや海賊版ディスクの購入が悪いことと知っていた。しかし、依然として多くの若者が「ノー」ということができない。実際、回答者の42%は海賊版や模倣品を入手できると信じていた。また不法なダウンロードがますます社会現象となってきたため、IPOSはこの問題に真っ向から立ち向かうつもりである。

知的財産局は4月26日の世界IPデーに1年にわたるキャンペーンをスタートさせ、人々の姿勢やモラル感覚の変化を期待している。同局はまた家庭をターゲットとした別のプログラムを検討中である。

IPOSのLiew Woon Yin局長は「我々はシンガポール・インターネット業協会と共に、今年度中に計画を立ち上げ、両親に対し、子供たちがダウンロードした何かで、その日の終りにはコンピューターがウイルスに感染し、それにより個人的データを失うかもしれない。」と訴える。

同調査はまた10人のうち6人が、罰則があれば違法なダウンロードをしなくなるだろうと感じている。しかしIPOSは、新キャンペーンはソフトタッチで進めると述べている。ユーザーがファイルシェアリングのようなごく一般的な行為をそう簡単にやめるとはIPOSも考えていない。

IPOSは違法なダウンロードを完全にやめさせる事は不可能だと認めているし、世界のどこの国でもまだ達成されていない。しかし計画の焦点は問題をコントロールし、知的財産権の尊重を人々に教育し続けることだ。

2. 反海賊版広告キャンペーン、若者をターゲットに

(ビジネス・タイムズ・シンガポール、2007年4月26日付)

知的財産遵守(HIP)アライアンスとシンガポール知的財産局(IPOS)の主導で、オンラインの海賊行為に関わっている若者を狙った新広告キャンペーンが本日開始される。

この立ち上げは世界知的財産デーに合わせた形となった。HIPアライアンスは官民セクターの各機関を結びつけ、IP教育の必要性という共通の利益を追求しようとしている。

「新広告は(若者の)理解を増すため、彼らの生活に、原作者に、彼らが楽しんでいるコンテンツそのものに与えるオンライン海賊版の影響につき、より個人的で現代風な内容で開発された。」とIPOSのLiew Woon Yin局長は述べた。

新キャンペーンはIPOSの2007年意識調査の結果に基づき製作された。

一方、海賊行為や模倣がシンガポール経済に如何に害を及ぼすかの「経済的国益」論争は、もはや若いシンガポリアンに対しては役に立たないようだ。わずか45%の若者しかこれをIP保護の最重要な理由と見ていない。これに対し75%の者は国民の創造性を支援することを最重要の理由と答えた。

フィリピン

1. 各機関、ケーブル放送の海賊行為対策で連携

(ビジネス・ワールド、2007年4月4日付)

国営テレコミュニケーションズ・コミッション(NTC)と知的財産局はケーブル事業での知的財産権の保護とエンフォースメントのための協力協定で実施細則(IRR)に署名した。

昨年署名された協定によれば知的財産局はケーブル放送に関連した知的財産権侵害で裁定の任務を行う。

NTCは知財局に係争中及び将来の有線海賊行為にかかわる事件を委託し、刑罰の裁量に助言を与える。

IPフィリピンAdrian S. Cristobal局長は実施細則の発表により、NTCへ提訴されている有線放送運営者の知的財産権侵害事件の解決も促進されると述べた。

NTCは控訴審での事件が係争中のため、1年以上も有線放送の海賊行為事件を扱うことができない。2005年に知的財産権侵害でケーブル放送コンテンツ・プロバイダーのCableBoss社から告訴された地方のケーブル事業者CableStar社は、ケーブル放送の知的財産権侵害に関するNTCの権限に疑問を抱き事件を控訴審に持ち込んだ。現在までこの事件の判決は出ていない。

これによりNTCは昨年知的財産局と協定を結び係争事件の解決のスピードアップを図った。昨年知的財産局に移管されたNTCの係争中の有線放送海賊事件は30に上る。

実施細則により、NTCは新規に提訴された事件の正当性につき判断決定する。妥当な提訴に対して、知的財産局で侵害訴訟を継続するか、一般の裁判所に提訴するかを原告にアドバイスする。この指示を受け15日以内に原告はNTCに対し、IP侵害事件をどちらに提訴するかを選択を伝える。

フィリピン・ケーブルテレビ協会は海賊行為により失われた収入は年間70億ペソに上り、150万人のケーブルサービス利用者が違法接続をしていると予想している。同業界には今日までおおよそ1,400人の認可業者が営業している。

2. モールでの偽ブランド表示の排除

(フィリピン・デイリー・インクワイラー、2007年4月14日付)

8,000万ペソ相当の偽のルイ・ヴィトン製品と400万ペソ相当のラコステのコピー服飾商品が、マニラのハリソンプラザなどの高級モールと、Taguig市の「マーケット！マーケット！」を含むそれぞれの摘発で押収された。

フィリピン国家警察刑事捜査グループからの摘発チームを率いたNoel delos Reyes警視監は大きなショッピングモールの内部で海賊版商品が堂々と販売されていることに懸念を示した。

「これは米国通商代表部の監視国指定から抜け出そうとする政府の努力に水をさす」とReyes警視監は声明で述べた。同氏は米国政府が知的財産権の侵害が横行する国々を警戒するための特別な指定について言及している。

USTRIはフィリピンの格付けを過去4年間の「優先監視国」から通常の「監視国」に「引き下げて」いた。

Reyes警視監は、新規に設置されたCIDG反経済実働部隊は「Oplan メガ・ショッパーズ」と命

名されたオペレーションを、17の店舗で偽のルイ・ヴィトンを販売していたハリソンプラザと、7店舗で偽のラコステ製品を販売していた「マーケット!マーケット!」で行った、と述べた。

PNP(フィリピン警察)は知的財産権国家委員会のメンバー機関である。

3. 探知犬、マニラのモールでハリウッド映画の海賊版摘発でデビュー

(アソシエイティド・プレス・ニュースワイアー、2007年4月16日付)

スターキーとハッチの探知犬がマニラに到着し、モールでの摘発でスチール製の施錠されたドアの前を嗅ぎまわり、海賊版映画の山を捜査官に教えた。

マレーシアで1ヶ月の仕事を首尾よく終え、130万枚のディスクと330万ドル相当のバーナー発見の手伝いをして侵害者たちの怒りを買ったラッキーとフロは、今フィリピンでその臭覚を鍛えている。

光ディスクを嗅ぎ分けるようアイルランドで訓練された2匹のラブラドル犬が、政府の役人や国際映画協会の代表者たちとともにマカティ・シネマスクエア・モールを通ると、神経質になった店舗所有者はあたふたと走り回ったり、スチール製のシャッターの後ろに釘付けになったりした。

フィリピン政府の光メディア委員会のEdu Manzano委員長によれば、最初の1時間だけで少なくとも30万枚の海賊版ディスクを押収し、11人を逮捕した。逮捕者は著作権侵害とポルノ規制法侵害の罪に問われる。

Manzano氏は、ポリカーボネートの匂いを嗅ぐとそこに座って動かなくなるように訓練された世界でたった2匹のみといわれるラッキーとフロが、フィリピン内の怒りを静めることを願っている。

4. フィリピンIPO、本の海賊版に対策講ずる

(インクワイラー・ネット、2007年4月23日付)

フィリピン知的財産庁(IPO)は、比較的、海賊版が目立たない媒体である、本に向けた対策計画を導入した。

IPOは最近、著作権侵害問題に対処するための2日間の会議を開催し、国家図書開発委員会(NBDB)を含む出版機関のパートナーと計画を協議した。

2006年の報告書によれば、知的財産権国家委員会(NCIPR)は、2つの場所から約100万ペソ相当のコピー機と本を押収した。

海賊版出版の横行にも拘わらず、数字的には拡大している。

NBDBに登録された出版業者で、2005年だけで約150億ペソの本の純売上額が報告され、2004年から2006年にかけて合計16,281冊の本が出版された。

エンフォースメントのほかに、IPOは政治レベルで海賊本問題を取上げようとしている。

「我々は知的財産サポート・サービス・ユニットを制度化しようと考えている。そこにはFILSCAPが音楽家のために行っていることと同様に、作家や他のアーティストのため徴収機関の設置を円滑化する役割も含まれる。」とアドリアン・クリストバルIPO局長は述べた。

FILSCAP、即ちフィリピン作曲家・作家・出版者協会は国内の芸術家のための最初の徴収管理機関である。

5. 世界知的財産デー

(マニラ・ブルティン、2007年4月26日付)

知的財産とは、商業目的で利用される発明、文学芸術作品、シンボル、名称、イメージ、デザインを含む知的創造物を言う。これらは産業財産と著作権の2つのカテゴリーに分けられる。前者は発明(特許)、商標、意匠、原産地の地理的表示が含まれ、後者は、小説、詩、劇、映画、音楽作品、さらに線描図、絵画、写真、彫刻、建築デザインなどの芸術作品を含む。

知的財産権の認識、保護、推進は年月をかけその地盤を築いてきた。これは世界知的所有権機関(WIPO)の努力のおかげであり、国連専門機関である同団体はバランスの取れたアクセス可能な知的財産制度を発展させるために設けられており、創造性を評価し、発明を刺激し、経済発展と公益の保護に貢献している。

一般の人々の知的財産権への認識と実際的な推進、保護策との間の大きなギャップを埋めるため、WIPOのメンバー国は2000年に毎年4月26日を世界知的財産デーと定めた。これはWIPO設立条約が1970年に発効した日である。

毎年、WIPOと加盟国は活動、イベント、キャンペーンに取り組み、一般の人々にIPとは何かの理解を増大させ、IPシステムにより、音楽、芸術、エンタテインメントだけでなく、我々の世界を形成する助けとなる全製品や技術革新が醸成されていることを示している。今年のテーマは創造性の奨励である。

今年の世界知的財産デーのメッセージで、WIPOの事務局長のKamil Idris氏は知的財産と創造性の接点について指摘した。同氏によれば、創造性という言葉は芸術家、作曲家、詩人、問題解決者を彷彿させ、彼らの作品は創造者の権利を保護する知的財産制度により維持されている。映画製作者、俳優、画家、歌手、医療研究者も含まれるように願っている。

フィリピンではフィリピン知的財産局(IP Philippines)が式典を主催し、IPへのより広範な一般の理解を訴え、国際法や条約の順守に向けた同国の確固たるステップが踏み出された。IPフィリピンは、国の発展のために知的財産を重要視し、育み、利用する創造的で発明心のあるフィリピンを築く目的で数多くの施策を講じてきた。

世界知的財産デーにあたり、我々も手を携えて、知的財産物の推進及び保護による創造性の育成に参加しよう。

インドネシア

1. インドネシア政府とUSTR、知的財産権で話し合い

(アジア・パルス、2007年4月5日付)

インドネシア政府と米国通商代表部(USTR)は来月のワシントンでの会議で知的財産権問題について話し合う。

Abdul Bari Azed 知的財産権長官は会議の重要性を強調し、政府は国内の知的財産権保護で進歩を遂げたことを説明すると述べた。

会議は両国間の貿易と投資協力に主に焦点を合わすもので、知的財産権は議題の一部に過ぎないと付け加えた。長官は知的財産権に関連した資料は先月USTR に送付済だと述べた。

会議の結果は6月に発表される警戒レベルの指定でUSTRがインドネシアの位置付けを決定する際に使われる。

USTRは毎年、貿易相手国の知的財産権施策の実践状況に応じこれらの国々の間に警戒レベル指定を行い発表している。

2. インドネシア-日本、年内にEPA締結か

(アジア・パルス、2007年4月10日付)

インドネシアの外交筋によれば、インドネシア政府は日本との経済連携協定(EPA)で、これからの交渉で合意を得る必要のあるのはわずかな分野だけなので、2007年度末までの締結は可能と期待している。

インドネシアは既に日本とのEPA に署名した他の多くのアセアン(東南アジア諸国連合)諸国の後をすぐに追うことになるだろうと同筋は述べ、将来の二国間経済関係の重要性を考えればインドネシア・日本のEPAは最優先課題となると付け加えた。

両国はEPAの中で今や、ビジネス競争、政府調達、税制、知的財産権などの多くの章をまとめ上げた。EPA は貿易、投資部門だけでなく協力部門も考慮している。

既にアセアン諸国のシンガポール、マレーシア、フィリピン、タイは日本とEPAを締結している。日本の内閣は先週タイとの自由貿易協定に調印した。ブルネイとベトナムは日本とのEPA交渉の初期段階に入った。

日本の外務大臣によれば、協定は貿易の促進と投資の自由化を目指したもので、それにより両国の経済活動を拡大するものだ。この協定により日本とタイは今後10年間で貿易関税の50%以上を廃止し、タイ政府はより透明性を増し、日本の投資家に法的保護を与えることが期待される。

3. RI、サイバー犯罪対策法を準備

(ジャカルタ・ポスト紙、インドネシア、2007年4月13日付)

政府と下院はサイバー犯罪に対処するため、現在サイバー法案を審議中でそれに伴い多くの関連法の見直し中である。

Sofyan Djalil情報通信相はインドネシアがサイバー犯罪から国を守るための法的仕組みにまだまだ欠けていると認めた。

Sofyan大臣は、政府はサイバー犯罪の拡大とそれが国家に及ぼす深刻な悪影響につき非常に憂慮していると述べた。しかし現在の議会の政治状況からして包括的なサイバー犯罪立法は実現の可能性は期待薄と大臣は見ている。

議会の外交防衛情報コミッション委員長のTheo Sambuaga氏は、インドネシアはサイバー特別法を緊急に必要としており、国際条約を批准し、国境を越えたサイバー犯罪と戦うため外国政府との絆を強めるべきだと述べた。

Theo委員長は政府と下院は速やかに知的財産権、国家機密、特許権、及び刑法と情報公開法の見直しを進め、法の執行者がコンピューター関連の侵害者により重い刑を科す事ができる法的基礎を与えるべきだと述べた。

4. UGMでの知的財産権トレーニング

(ジャカルタ・ポスト紙、2007年4月15日付)

ジョグジャカルタのGadjah Mada大学(UGM)では知的財産権に関するトレーナー(大学講師)向けのセミナーとトレーニングを企画する。

このイベントはUGMの法学部が世界知的所有権機関(WIPO)との共催で4月16日から21日にかけて開催する。

オーストラリアとシンガポールからの専門家と研究者が著作権、特許、商標、意匠をカバーするセミナーとトレーニングセッションで話をする。

トレーニングの受講料は140万ルピーだがセミナーは無料である。

5. 知的財産保護は何人にも有益

(ジャカルタ・ポスト紙、インドネシア、2007年4月27日付)

インドネシアではオートバイの部品からタバコまで、あらゆる種類の模倣が未だに一般的である。国際データ・コーポレーションが公表したデータでは、インドネシアで使用される全ソフトの80%以上が海賊版であると発表されている。インドネシアでは2005年に1億7,000万枚以上の海賊版映画・音楽ディスクが販売された。インドネシアのアンダル(Andal)・ソフトウェア社は会計用及び財産管理用ソフトを開発し、販売している。

同社のIndra Sosrodjojo部長は「海賊行為がソフトウェア業界全体を沈滞化させる。特に国内ソフト産業から予想された合法的収益を奪い、被害を与えている。」と述べる。国内外のソフトウェア、映画、レコード会社は毎年インドネシアで海賊版により何億ドルもの損失を出している。

しかし、インドネシアは進歩を遂げており、海賊版ディスク販売の小売業者に対する摘発を行い、光ディスク工場を登録し、国家IPタスク・フォースを設置し、そこから直接ユドヨノ大統領に報告を上げる。国自身の将来の成長に向け、芸術家、発明家、研究者、ソフト開発者の保護のため、インドネシアは海賊行為と模倣に対し効果的対策を続ける必要がある。

知的財産権局のAnsori Sinungan著作権部長は次のように語る。「テーマは「創造性の強化」であり、世界IPデーのインドネシア政府自体のテーマは「創造性を強化し、よりよい明日に向かおう」である。インドネシア政府は現在IP法を改定中であり、それらは著作権、特許、商標、意匠を含むものだ。これは国内法を国際条約と整合性を持たすため、実行のための最良の手段を備えるためだ。

1つの重要な変化は、ショッピングモールの経営者が海賊品を販売するテナントに施設を提供した場合、彼ら自身が刑罰の対象となったことだ。」

ベトナム

1. EUと米国、ベトナムの模倣品対策支援

(タイ・ニュースサービス、2007年4月3日付)

60人以上の税関職員と経済警察、南部地域からの市場管理者が4月2日にホーチミン市で開催されたワークショップで国内の商標保護の対策を検討した。

5日間に及ぶイベントで、ベトナムの担当官は知的財産権のエンフォースメントと模倣商品対策で欧州連合と米国の専門家からの経験を学びたいと期待している。

シスコ・システムズ、ロリアル、ノキア、クリスチャン・ディオール、ジバンシー、ゲラン、ケンゾー、タグホイヤー、ナイキ、Gedeon Richter、スコッチ・ウイスキー・アソシエーション、アンブロ、ユニリーバーなどのベトナムで入手できる著名商標の権利所有者もこのワークショップの討論に加わる。

三者間の協力計画により、ベトナム発の商標の所有者もこれから知的財産権保護の助力を受けられるようになる。

EUは今年ベトナムで模倣商品対策での協力を推進するため30件ほどの活動を企画している。

このワークショップはEC-アセアン知的財産権協力計画(ECAP II)、米国特許商標局、ベトナム税関局により開催されている。

2. より強力な著作権保護

(週刊サイゴン・タイムス、2007年4月7日付)

政府は国内市場でのソフトウェアの著作権保護を強化する意向で、これにより国内ソフト産業の成長の機会を作り出そうとする。

ベトナム政府の要人と専門家のグループが最近米国を訪れ、マイクロソフト社とコンピューターソフト購入契約の交渉を行い、覚書に署名した。このグループを率いた国家IT運営委員会の副委員長Nguyen Ai Viet氏によれば、おそらく5月に郵政テレマチック省が政府を代表し、ベトナム政府機関がマイクロソフト社のソフトを3年間使用することを認める著作権購入契約書に署名するであろう。

3月初めに文化情報省は記者会見を開き、コンピュータープログラムの著作権保護を強化する訓令を公表した。ソフトの著作権侵害の査察と対策が実施されてきたが期待されたほどの成果は上がらなかったと訓令では述べられている。

法規制の厳格な執行とコンピュータープログラム保護という国際的な責任を果たすため、首相は各大臣、省と同格の各機関の長、政府機関の長、各県及び政府直轄市の長に対し、コンピュータープログラム保護のための指令と対策を講じ、それぞれの下部組織がコンピュータープログラムの著作権を購入するための年間予算を組むように要請した。

財務省と投資企画省は予算をつけ、各省、各部署、地方に国家予算法の規定に従い合法的にコンピュータープログラムを購入するための予算をつけた。

この訓令により首相は通商省、治安省、防衛省、外務省、法務省、郵政テレマチック省その他に対し、著作権保護ですべての行為に責任を持つよう指示した。文化情報省の文学芸術著作権局のVu Manh Chu局長は同省の任務はコンピューターソフトに関する著作権及び諸権利に関する本や専門的雑誌の出版を管理することだと述べた。

世界貿易機関に加盟し、ベトナムはソフトウェアを含む知的財産権を保護するという自らの

誓いを実現させねばならない。これはまた同国が侵害と対決し、著作権購入のため莫大な予算を使うことを意味する。しかし、もし国内のソフトウェアビジネスがこの機会をうまく利用する方法を知ればよい好機ともなるだろう。

Viet氏によれば、マイクロソフトの著作権の購入は高くつく。しかしこれは国内ソフト産業を発展させる刺激ともなる。「マイクロソフトの著作権を買い、経費が非常に高いことを知る。だから我々はオープンソースコードのソフトとベトナムの国産品を開発しようというモチベーションを持つようになる」と同氏は語る。

政府はマイクロソフトの著作権を3年間購入する予定である。ベトナムはこの3年間でオープンソースのソフトを用いたオフィス用ソフト製品を開発しようと考えている。ベトナムが購入しなければならないソフトの代替となる多くの製品を開発する準備期間として3年はかかるであろう。ベトナムのソフト産業が発展した時には、大規模なビジネスでは外国からの高価なソフトを依然使っているとしても、小団体は簡単なベトナム製のソフト製品を購入するだけとなるだろう。

Viet氏によれば、将来国家IT運営委員会はグーグル2.0 webのアイデアを使いベトナム版のソフトの開発に邁進する。ベトナム製の高品質のソフトを開発するため100-200万米ドルの経費を使うことが可能だ。「実際、ベトナムで現在使われているソフトプログラムの代替となるようなオープンソースコードのソフトを製作する事は可能だ。そうすればソフト製造業者の独占を排除し、販売価格を引き下げ、国内ソフト産業が成長する状況を作り出す事の助けとなる。」と同氏は述べた。

Lac Viet 社の取締役Ha Than氏によれば、政府がソフトウェアの著作権保護を強化すれば企業も恩恵を受ける。同氏の会社では今年のソフトの販売高を昨年度の100%アップと予想している。

3. ベトナム企業、国外での商標登録で助力を受ける

(タイ・ニュース・サービス、2007年4月16日付)

首相代行としてファム・ザー・キエム副首相は4月12日、科学技術省にベトナム企業が国外で商標保護を求める際の支援として必要な対策を取るよう要請した。

副首相はまた外務省に対し、ベトナムのタバコ・コーポレーションが中国でVinataba 商標登録をするのを助けるため中国の該当機関と協力するよう指示した。

4. ソフト産業には、7,000万米ドルの投資が必要

(タイ・ニュース・サービス、2007年4月18日付)

ソフトウェア開発国家計画は、これ以降、年率35%から40%の成長を達成するために10年間の最終までに7,000万米ドルの投資を求めた。

首相の承認を得た本計画は年間の総収益を8億米ドル以上に目標設定した。この収益の少なくとも40%以上がソフト製品とサービスの輸出から上がる事を目指す。

同業界の労働力は55,000人から60,000人に急増し、各々が平均、年間15,000米ドル相当の生産高を上げると予想される。

ベトナムは外国直接投資で世界のソフト市場をリードし、ソフトのサブコントラクターとして世界のトップグループ15カ国に仲間入りしたいと計画している。

この計画では知的財産権の侵害をこの地域の平均まで落とすことも目指している。

予想される投資の中で、30%は中央政府から、他の30%は地方予算から資金が投入される。他の40%は企業や政府開発援助(ODA)を含む他の資金源が期待されている。

5. 銀行、マイクロソフト社とライセンス問題で署名
(タイ・ニュース・サービス、2007年4月19日付)

ベトナム最大の株式銀行であるサコム銀行は昨日、ソフト大手のマイクロソフト社と合法的なソフト製品のみを使用するという契約にサインした。

覚書(MoU)によれば、マイクロソフト社は同銀行のITアドバイザーとして働き、同行のインフラストラクチャーを最大活用する助けをする。マイクロソフト社は又同行員にセミナーやトレーニングコースを提供する。

サコム銀行側では、現在使用中の違法ソフト製品を適法化するため多額の資金を用意する。銀行はまた、今後は、著作権のあるマイクロソフト製品を購入することを誓った。

銀行は既にオペレーティングシステムやデータベース・ソフトウェアを含む様々な正規のマイクロソフト製品を採用している。

「我々のシステムを保護し我々の活動を確かなものとするために正規ソフトを購入する時期に来ていると思う」と、同行のPhan Bich Van頭取は述べた。「この覚書は知的財産への我々の敬意と決意を示している。」

マイクロソフトベトナムのChristophe Desriac代表取締役は、ベトナムのビジネスではソフトウェアの著作権規定への認識が高まり、その点にこだわるのが企業の競争力の改善を助けると述べた。

インド

1. Wockhardt社は特許法に関して高等裁判所へ提訴

(エコノミック・タイムズ、2007年4月4日付)

インド特許庁はブランド名Nadoxinとして販売されていた局所用抗生物質nadifloxacinの新バージョンに対する出願を拒絶した。その後、国内医薬大手のWockhards社は本ケースをボンベイ高等裁判所へ提訴した。

企業はインドにおける特許性の定義をより明確化することを模索しており、本訴訟によって、既存分子の新規な形、派生物および新規なdrug delivery system(DDS)と理解される付加的な発明の価値について議論が再開されるであろう。

「昨年、我々の出願に対して付与前異議申し立てが行われた後にWockhardt社のNadoxinに関する特許が拒絶された。現在、インド特許庁の決定に対して高等裁判所へ控訴している。」とWockhardt社会長Habil F Khorakiwala氏が語った。

Nadoxinは2002年にWockhardt社によって発売された。2003年12月、その薬は、唯一のキノロンであり、抗生物質のファミリーであり、局所的処方使用される調合であるとの前提から独占的販売権(EMR)が付与された。

EMRは5年間または製品特許が付与されることによって不必要になるまで与えられる。2005年に新特許法が発効されたことによって、Wockhardt社は薬品への特許出願を実施した。特許が付与された場合、企業はマーケットの独占を継続することが出来る。

Cipla社は、昨年、Wockhardt社のNadoxinに関する特許出願に対して、類似の薬が既にマーケットに存在する点を主張して付与前異議申し立てを行った。その結果、インド特許庁は、「先行技術」すなわち、Wockhardt社のいわゆる発明は、すでに大衆に供した情報であったことを根拠として抗生物質の特許を拒絶した。

一般名がイマチニブ・メシラートで知られる抗がん剤Glivecに関するNovartis社の特許出願が拒絶された後の数ヵ月後に特許庁はnadifloxacinに対する特許付与を拒絶した。

2. 無形文化遺産を保護するためのデータベース

(エコノミック・タイムズ、2007年4月9日付)

インドの医薬に関する何世紀にも及ぶ知識を保護するために、アメリカ、日本およびヨーロッパの特許庁との会談を始めた政府は、その後、巨額の商業的価値を持つ民族文化的資質の保護に関心を移した。

文化庁および科学産業研究協議会(CSIR)は、歌、器楽、建築コンセプト、武道、伝説、絵画や詩のような無形文化遺産を不正使用から保護することを第一ステップとしてデータベースの構築を計画している。

この電子的な蓄積は、何が既に知られ、使われていたか(即ち、先行技術)を示す証拠を構成し、ブランド宝飾品やデザイナー衣装の分野から伝説をベースとした映画まで、不正使用に対抗するため使用可能である。

先月末、ニューデリーで開催されたユネスコ会議期間中に、カナダ、ブラジル、イギリス、スイスおよび日本の代表は、現在までにそれは一種類しか無いが、インドが伝統的医薬について用意したデジタルデータベースについて学習した。

文化的表現を文書化するために、このモデルは他の国によって採用されそうである。「文化

的遺産を保護するため世界各国を拘束する法的フレームワーク」のために、世界知的所有権機関(WIPO)は全メンバー国に10項目に関するコメントを求めた。

芸術を推し進めてきた社会と利益を共有できる世界的な枠組みが現実のものとなった時、現在提案している文化的な表現に対するデータベースが有用なものとなるだろう。専門家によれば、無形の文化遺産は、インドのデザイナーと同様に西洋の人気デザイナーにより作品創造に幅広く適用されてきた。

文化的表現の保護が発明に対する特許保護と相反する点が2 - 3項目存在する。特許は有用な新しい発明に対して付与される一方、文化的表現および伝統的な知識は数世紀に亘って人類に認識されてきたものである。

新しい発明や創造的作品は、現存する知識、その他の文化的および生物的な資源によって刺激を受ける一方で、これらの多様性のある側面を保護するための枠組みは、双方に対し円滑な接点となるべきである。

3. 特許法への愚かな挑戦

(ビジネス・ライン、2007年4月12日付)

政府はスイス製薬会社Novartis社に対してインド特許法への法的挑戦を再考するように忠告し、「企業はインドへ進出する場合、国の環境と事情を考慮すべきであり、訴訟に踏切ったり、他国の法律に挑戦することは愚かなことである。」と語った。

マドラス高等裁判所にて継続中の訴訟は、最近、チェンナイで開催された知的財産権控訴審議会(IPAB)にて取り上げられたと連邦保健相のAnbumani Ramadoss博士が薬事政策にかかる閣議(GoM)からの帰路に語った。

保健相は、また、「インドは強制実施権を使用しない。我々はその方向へプッシュされるべきではない。」と述べた。強制実施権は一定の条件下においてジェネリック製造業者に特許医薬をコピーできる権利を付与する。国境のない医師団、オックスファム、ネットワーク・オブ・ポジティブ・ピープル(HIV陽性者)を含む各組織は、もしNovartisの法律への挑戦が成功するとしたら、世界中の数百万の患者から安価なジェネリック医薬を剥奪することになるであろうと異論を唱えた。

抗がん剤Glivecの「改良」版に対する特許が拒絶された後に、Novartisがインド特許法3(d)節への挑戦を決定したことに対して左翼党や国内医薬企業も反対した。

4. インド特許法「進歩性」の適切な定義が必要

(ビジネス・ライン、2007年4月13日付)

インドがWTO、その結果として1995年にTripsに加盟した後、2005年1月1日から医薬製品に対する特許付与が義務付けられた。

その結果、医薬製品や薬に使用可能な物質の特許保護を確立するために1970年特許法を2005年に改正することになった。

インドは新しい化学的構成にかかる医薬物質に対する特許性を制限してきた。1970年特許法第3(d)項によれば、既知の物質にかかる新しいフォームは既存物質との違いはなく、その結果、特別な効果の増大がない限り発明にはならない。

前述の項では、法第2(1)(j)項において定義された「発明」として取り扱うことができない各種の派生物がリストアップされている。これは、医薬物質が「進歩性」を有するための必要条件を更に追加し、「エバー・グリーン(特許を意図的に延長させようとする手法)」を阻止する意図

を持っている。

面白いことに、法は「顕著な効果の増大」といった語句を定義していない。

客観的に「効果」を定義することは以前から可能であるが、「顕著な効果の増大」とはケースバイケースで判断されるものであり、審査官の役割として自由裁量に委ねるところである。

付与前の代表的なものとして、ブランド名Gleevac/Glivecとして世界中で販売されているイマニチブ・メシラートの結晶形である医薬物質に対するNovartisの特許出願に対して特許庁は様々な根拠から拒絶した。

異議申立が成立した根拠の一つとして、イマニチブ・メシラートの結晶形は効果の増大が無い既知の塩であり、第3(d)項による発明ではないとした。

Novartisは、法第3(d)項による出願拒絶に対して、政府とインド特許庁を裁判所へ連れ出した。「たとえNovartisが3(d)の違憲性を証明したとしても、少なくとも他の5件の根拠が成立しているため、未だ特許は付与されない。」

Madras高等裁判所へ提出した申立書によれば、TRIPsに調印したインドがTRIPs条約で承認されないと思われる法第3(d)項を所有することはTRIPs義務違反であるとNovartisは主張した。

3(d)項はインドが拘束される国際条約の精神に反しており無効であることを裁判所が明言することを要求した。

インドの裁判所は、過去に国家および地方自治法が人権および他の基本的権利に影響を及ぼす場合は、常に国際法の実施に対して調停してきた。私的利益を包含する事項に対する裁判所の決定がいま正に待たれている。

憲法第21条で述べられている義務は、国が加盟している国際条約を含む他のすべての義務に優先するものである。

インド特許法は司法判断によって発展してはこなかった。主に特許庁の解釈により運用されてきた。

特許実務および手続きに関する特許庁のマニュアルは主張を通すために、興味深いことに、多くのところで、アメリカ巡回控訴裁判所、アメリカ最高裁判所、EPO審判庁の判例を含む外国判例法を引用している。それ故、多大な関心と呼ぶ本訴訟は、ある意味でインド特許法の基本概念に光を投げかけることになるかもしれない。

5. デュポン社、特許侵害を訴える

(ビジネス・ライン、2007年4月17日付)

デュポン社はインドの冷却剤の小売業者を、R-407CとR-410Aの特許侵害の件でデリー高等裁判所に提訴した。デュポン社は、冷房関連設備で広範に利用されているオゾン層非破壊冷却剤であるR-407CとR-410Aに係る特許のインドでの特許権者である。

デュポン・リフリジランツ(DuPont Refrigerants)社のグローバル・ビジネス・マネジャーのマーク・S・ボーンチョーク氏は、インド市場でのR-407CとR-410Aの違法取引を中止させるための強硬手段をとったと述べた。

「デュポン社はデュポン・スバ407C及びR-410Aのような冷却剤の知的財産保護を決意している。我が社の知的財産の保護は、我々が冷却製品市場に向け新技術及び新製品ののための投資を確実に継続するため、不可欠のものである。」とボーンチョーク氏は述べた。

6. IPRs保護を強調

(ビジネス・ライン、2007年4月24日付)

知的財産週間が始まった。これは海賊行為や模倣などの拡大する社会悪への認識を促すことが目的である。

FICCI(インド商工会議所連盟) - NIAPC (反海賊版と模倣の国家イニシアチブ)、知的財産保護局(DIPP)、世界知的所有権機関(WIPO)及び他の産業団体が知的財産週間に参加した。4月26日の世界知的財産デーに盛り上がりの山場を迎える。

FICCI-NIAPCは反海賊版/模倣ポスターを何市かを選んで小売店に掲示し、いくつかの州で税関職員のためのトレーニング計画を企画し、印刷物に関連広告を折り込み、メッセージをテレビで流し、主要な地域方言でラジオコマーシャルを放送し、模倣と海賊版の脅威についてのパネル・ディスカッションを開催し、それを主要なテレビチャンネルで放映し、主要なウェブサイトでオンラインの反海賊版キャンペーンを行うことを計画している。

このようなイベントはIPR保護の重要性、海賊版の脅威と対決する必要性を強調し、消費者の利益を擁護するとBSAインド委員会のSanjay Gupta委員長は述べた。

7. 偽物商品、インド経済に打撃

(ザ・ステーツマン、2007年4月24日付)

FICCIの報告書によれば、模倣はインド経済に毎年12億800万ルピー以上の損害を与え、人々の健康と安全を脅かしている。ソフトウェア、ビデオ・ゲーム、製薬、音楽産業がリストのトップである。世界知的所有権機関は最近、すべての商品が模倣者の標的となり、世界の医薬品の10%は偽物だと伝えた。

国立税関・間接税・麻薬アカデミーはFICCI、米国大使館との共催で知的財産権保護に関する2日間のワークショップを開催する。ボリウツの映画や音楽が、マレーシアでの人気の高まりにより現地で海賊版となり、それが映画の元々の製作国に戻ってくる。偽薬、違法ソフト、ビデオゲームがインドの都市や郊外各地で製造されている。模倣者は簡単にソフトの海賊版を作る方法を持っていると知られている。

ハリウッド映画・音楽の偽物コピーがインドの露天商により非常に低価格で販売されている。今日まで税関職員は空港、港、貨物集積所で偽物を押収する権限を持たない。

模倣対策の手法として財務省は税関職員に偽物を押収する権限を与え、正規の権利者が法廷に事件を持ち込むことを手助けさせる。中央間接税務局のAK Raha氏によれば、権利所有者は偽物のサンプルや写真で提訴可能とされた。彼らは偽物が密輸されたり、国内に持ち込まれることを恐れている。

税関職員は偽物を最大で20日間、通関中の税関のある港で保管できる。その間に原告側は提訴する。業界の代表によれば、インドのソフトの海賊行為のわずか10%の減で11万5,000件の雇用を増加させ、50億ドルの売上げと税収の大幅増を生み出す。報告によれば偽薬はインド市場の15-20%を占める。

偽薬は患者の健康を脅かす。通常、最もよく偽造される薬はエイズ治療薬、肺炎、マラリア治療に使用されるものだ。

8. インド、パキスタンにフォーラムへの参加を申し出

(ファイナンシャル・エクスプレス、2007年4月26日付)

インドは、バスマティ・ライスの地理的表示の共同出願の過程を迅速化するため、パキスタンに協力を要請した。Kamal Nath 通商産業相はパキスタンの担当大臣に1週間ほど前に書簡を

送り、インドは既に共同実行チームのメンバーを選定したと伝えたが、パキスタンはまだ準備が整っていない。

商務省はGI登録の位置と管理状況につきパキスタンからの情報を求めた。インドは又登録の進捗状況の情報を求めた。なぜならパキスタンではインドと違い、GI制度が法制化されていないためだ。もしパキスタンとインドが手を携えれば、バスマティGIの不正使用を防ぎ、我々の戦いを強化できる。

9. インドの特許システム、世界の注目を集める

(ザ・ヒンズー、2007年4月26日付)

インドの特許システムは、英国の支配者が1856年に発明家と製造業者に独占的権利を与えるため発明保護法を施行して以来の長い歴史がある。

特許システムがインドの発明と製造を奨励するために使われるどころか、この制度は英国が自らの進んだ産業を保護するために用いられた。今日、1970年特許法(1911年特許・意匠法に代わるもの)に最新(2005年)の改正が加えられた後、インドのシステムは世界の注目を集め、熱心な支持者と同じく批判者が、世界貿易機関のTRIPS(知的所有権の貿易関連の側面に関する)協定に沿ったインドの特許制度の新側面を強調し、注目している。

インド特許制度の150周年と世界IPデーを記念し、連邦通商産業省管轄の特許・意匠・商標・地理的表示管理局は、中央皮革研究所で2日間のセミナーを開催した。

アンナ(Anna)大学の副学長Viswanathan博士が開会の辞を述べた。タミル・ナドゥ州議会のV.P. Duraisamy副議長は、2005年の特許法改正はつまらない(frivolous)特許を排除するためであったと述べた。

10. 海賊版・模倣品チェックのアクション・プラン発表間近

(ビジネス・ライン、2007年4月27日付)

各省間の海賊版・模倣品チェックグループは、侵害者を取締り、摘発するアクション・プランを間もなく発表する。木曜日のセミナーでスピーチをした産業政策推進局(DIPP)のAjay Dua局長は、政府がWTOに従いIPRの法体制を整えたが、「我々はエンフォースメントと執行面で中央レベルだけでなく、より重要な州レベルで多くのことをする必要があり」と述べた。

セミナーはFICCI、DIPP、世界知的所有権機関の共催で世界知的財産権デーを記念し開催された。

Dua局長は模倣や海賊版に対処するという責任をスタッフに感じさせ、現場での効果的な行動をとらせる必要があると強調した。局長は、警察の主要任務は法と秩序の順守と民事事件なので、海賊行為のような経済犯罪を軽視しがちであると述べた。

パキスタン

1. コンピュータディーラーが逮捕され、CD差押え

(パキスタン・プレス・インターナショナル・インフォメーション・サービス、2007年4月3日付)

イスラマバード警察は、ブルー地区(Blue Area)においてコンピュータ販売業者を家宅捜索し、新しいコンピュータへ無許可ソフトウェアをローディングする著作権法違反の罪で彼を逮捕した。家宅捜索は、IT領域から海賊版ソフトウェアを追放する全国拡大キャンペーンの一環であると、海賊行為をチェックする世界的な先進ソフトウェア企業グループが結成したビジネス・ソフトウェア協会(BSA)のスポークスマンが当地の新聞で語った。

27枚のコンパクトディスク(CDs)および無許可ソフトウェアを読み込んだ新しいコンピュータが法廷の証拠として警察に差押えられた。

違法ソフトウェアの使用や読み込みが発見された場合、いかなるコンピュータベンダーも起訴されるだろうとスポークスマンは警告した。すべてのコンピュータ業者は、訴訟を回避するために、ブランド、ノンブランドにかかわらず販売したコンピューターにライセンスソフトウェアを取り込むことが強制されてきた。

海賊行為はグローバルソフトウェア産業にとって大きな脅威となってきた。2005年度の国家歳入に対して343億USドル以上の損失を計上したとスポークスマンは国際レポートを引用して語った。レポートによればパキスタンのソフトウェアマーケットは、ビジネス用ソフトでは基本的に海賊版が優勢のままで、海賊版による損失は4,800万USドルまで拡大し、その海賊比率は2005年中に86%まで増加した。

パキスタンではオリジナルソフトウェアは正規のディストリビューターから容易に入手することができる。企業やディーラーがソフトウェアの適法化に対して助けが必要な場合、ヘルプライン021-4301241を介して無料のアドバイスをBSAに求めることができる。違法コピーソフトウェアの販売によって財政の健全化とコンピューター事業者の評判に極めて重大な打撃を与える可能性がある。なぜなら著作権法侵害者は最大10万ルピーの罰金と最長3年の実刑になるからとスポークスマンは警告した。

ITマーケットを強化させるために、世界中で違法ソフトウェアの使用を最小化させ、新たなソフトウェア開発のために仕事と資金の創造を支援することをBSAが表明したとスポークスマンが語った。国内の違法ソフトウェアCDの販売と使用をチェックするために、多くの家宅捜索が、既にカラチ(Karachi)、ラオーレ(Lahore)、ペシャワー(Peshawar)、クエッタ(Quetta)、ファイサラバッド(Faisalabad)およびシアルコット(Sialkot)で実施された。

2. HEC、研究に対し国際特許取得への道を開く

(パキスタン・プレス・インターナショナル・インフォメーション・サービス、2007年4月13日付)

研究に対する国際特許の取得で科学者を奨励させ、科学活動の成果の利用度を増し、投資に対するより良い価値を創造させるという高等教育委員会(HEC)プログラムが素晴らしい成果を示し始めたと新聞報道で発表された。

過去18ヶ月に亘ってパキスタン科学者は研究に対してアメリカ特許出願を行い、その内のいくつかは現在公開されている。

発明を提案することにスロースタートではあったが、現在では毎月50件以上の提出がある。このプログラム開始以前は国際的な特許出願は無いに等しかった。

パキスタン科学者の最新発明のいくつかは、新しい抗生物質、筋肉疲労病、新しい免疫抑制剤、新しい芳香族物、二酸化炭素を燃料に変換する方法、料理用油をヘルシーにする方法、サイバースペース通信にかかるデータ暗号化の新しい方法および多くのより高く有用で潜在的に収入を生み出すアイデアである。

これらの発明のあるものは、Atta-ur-Rahman氏、Viqar Ahmad博士など国のトップ科学者その他により提案され、若手の科学者が彼らの研究プログラムをより価値あるものへと計画実行するお手本となった。

特許出願プログラムは以下のシステムを確立することが目的で、そのシステムでは、科学者は評価を受けるため発明を有資格の特許法実務者に提出し、特許法実務者から発明の特許性についてアドバイスを受ける。提出は機密に保たれ、発明者の同意無しには手続きは進展しない。発明に特許性がある場合、発明者は国際特許出願を勧められ、取得費用はHECが負担する。

国際特許の登録までに平均約3年かかる。これらの出願の大半が、パキスタンの科学者が有益な研究を生み出すという認識につながり、それはパキスタンにおいて実施される科学活動の一面であると認められるよう期待する。貧困の道を打破った国すべてが、先ず強力な知的財産の創造と実用化を果たした。更に、パキスタンは最も高いレベルで知的財産のライセンスによって生まれた富を発明者と共有する唯一の国であるとの自信が持てる。

高等教育委員会委員長Attaur Rahman教授とHEC事務局長Sohail Naqvi博士が、全国および海外へ向けたスピーチで、すべてのレベルの科学者が参加することの必要性を繰り返して強調した。その後、パキスタンにおける唯一のアメリカ特許実務者であるSarfaraz K Niazi博士が、大半の主要大学およびいくつかの一日ワークショップにおいてのプレゼンテーションで科学者に特許の概念を広めた。

3. 海賊版ソフトの全国摘発始まる

(ビジネス・レコーダー、2007年4月17日付)

ラワルピンディ警察は商業センターで大規模CDショップを摘発し、店主を海賊版ソフト取扱で逮捕した。これは全国レベルの違法コンピューター・プログラム摘発活動の一環だ。

「ディーラーは刑事事件の被告となり、海賊版ソフトと違法CD搭載のコンピューターは同国著作権法により警察に押収された。」と世界の主要ソフト企業により海賊版チェックのため設立されたビジネス・ソフトウエア・アライアンス(BSA)のスポークスマンが述べた。

新聞発表によれば、ディーラーはこれより以前に違法ビジネス中止の警告を受けたが、これに耳を貸さなかった。

BSAスポークスマンは、ソフトの海賊行為を取り締まることでITの発達を推進しようとするパキスタン政府の行動に感謝を表した。同スポークスマンは、パキスタンがソフトウエア開発者の知的財産権を保護することで、何千億ドルという世界のIT販売市場でそのシェアを増大することができると思っている。

ソフトの海賊行為は国の経済に悪影響を及ぼす。なぜなら高い技術で高収入の仕事を生み出すことを阻み、貴重な政府の税収を減ずるからと同氏は見解を述べた。反海賊法の侵害は国内外のソフトウエア企業が同国に投資しようとする意欲を削ぐものとなっていると、同氏は付け加えた。

同氏によれば、その一方でライセンス付きのソフトはエンドユーザーに、製品情報、テクニカ

ル・サポート、アップグレード、ウイルス対策のような多くの特典を提供する。

著作権法によりソフトの海賊行為に責任のある個人又は企業は最高で10万ルピー及び3年の実刑を科せられると同氏は警告した。BSAは、北米、ヨーロッパ、アジア、南米、中東、アフリカで、国際的な公的施策、教育、エンフォースメントプログラムを通じ、ソフト産業の成長を推進していると同スポークスマンは述べた。

4. BSA、違法ソフト対策で35日間の停戦宣言

(ビジネス・レコーダー、2007年4月24日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)はパキスタンの海賊版ソフトユーザーとの戦いに1ヶ月以上の休戦を発表した。この期間に国中の会社、組織及び個人は警察の摘発、法的措置、刑罰の心配なく、ライセンスのあるソフトをインストールできる。

これはBSAの東地中海とパキスタン代表のAly Harakeh氏が月曜日、当地での記者会見で発表した。「停戦は4月26日に始まり5月30日まで続く。BSAは非合法のソフトウェアを使用する企業と組織に対し厳格な法的行為に訴える。」「完全にライセンスを得るために必要なステップを踏む会社は、4月26日以前に起こったソフトの侵害に対し罰を免除される。」と同氏は付け加えた。

BSA は世界の大手コンピューター企業から構成され、80カ国以上でソフトの海賊版と戦っている。これらの企業はアドビ、アップル、オートデスク、コンパック、IBM、インテル、マクロメディア、マイクロソフト、シマンテックを含む。

35日の停戦期間中、同アライアンスは、ソフトウェアの著作権と適用範囲につき意識を高めることに加え、企業がこのキャンペーンをうまく利用することを勧めると同氏は述べた。同氏はBSAがパキスタン政府、警察、税関と連携し、国内のソフトの海賊版をチェックしていると述べた。

BSAは、企業で使用している違法ソフトは意図的な盗用ではなく、主な原因はむしろシステム管理の不十分さによると理解している。それゆえ35日間の停戦を決定したと同氏は述べた。

全企業にソフトウェアの適法化を求めつつ、Aly Harakeh氏は次のように語る。企業はソフトの使用により収益を生み出す。だからソフト開発者の発明に対し対価を支払うのは極めてフェアなことだ。

ソフトウェアの著作権法は他の法と同様に人々が守らねばならないものだ。なぜなら海賊版ソフトは技術的な問題や法的責任の点でユーザーを弱い立場に置き、その問題はしばしば企業の支払能力を超えるからと同氏は述べる。

BSAは企業がこれらの危険に陥らないよう助力し、すべての事業体に彼らが使用しているソフトが違法かどうかの判断を下してほしいと願っている。さらに情報が必要な場合はカラチに設置された停戦ヘルプライン(021-5403488)に電話してほしいと同氏は述べた。

最近のIDCの調査によれば、2005年にパキスタンのビジネス用ソフトの海賊版比率は86%であり、これにより国内ITセクターは同年4,800万米ドルの損害を被った。「コンピューター・ユーザーは、知的財産が車や建物のような有形財産と同様に傷つきやすい資産であることに気づくべきだ。BSAはその盗用を決して許さない」とAly Harakeh氏は語る。

5. IPRは製品の販路を世界に拡大

(ビジネス・レコーダー、2007年4月25日付)

知的財産権(IPR) は製品やサービスに価値を与え、公式に国際的及び国内のマーケットで

入手を可能にさせる。これは中小企業開発局(Smeda)、IPO、NUST(国立科学技術大学)のIPR法律専門家Hina氏の発言だ。

Smedaが経営科学機関(Institute of Management Sciences)、マルタン市Bahauddin Zikariya大学との連携で開催した第2回目のセミナーでスピーチが行われた。セミナーではIMSのHayat Muhammad Awan 学部長が進行役を務めたと、Smedaのスポークスマンが述べた。

SmedaのRBCのアドナン氏とMirza Muhammad Waheed Baig 弁護士がセミナーで講演した。Hina Anwar氏はプレゼンテーションの中で、ビジネス界での付加価値の高い道具としてIPRの概念的、手続き的側面を強調した。

セミナーは、IPRを登録する利点をビジネス社会に知らせるためSmedaが全国でシリーズで企画した意識普及セミナーの1つであった。

6. 事業者、登録を勧められる

(ビジネス・レコーダー、2007年4月27日付)

パキスタン知的財産局(IPO-Pakistan) Yasin Tahir長官は事業体は自らの会社、モノグラム、商標、製品等を登録し、コピーや模倣品製造から守るようアドバイスした。

自社の製品と発明を保護することが事業体の利益となると長官は述べた。長官は知的財産局では毎年、800件ほどの特許、著作権、商標等の出願を受けると説明した。それらの90%は国外の会社からの出願である。

米国では160万件ほどの出願を受け、それらの70%は新製品で直ちに登録すると長官は付け加えた。パキスタンは非常に多くの新製品を開発しており、それらはロイヤルティーや著作権料の支払い無しに複製されることから守るため、パキスタン国内で登録されねばならないと付け加えた。

政府がIPOパキスタンの設立を決定した主要因は、パキスタンの知的財産の効果的管理を阻害する制度的不足を補うためであったと長官は述べた。他の決定事項は国内の知的財産権のエンフォースメントの強化を目指すことであった。

長官は、IP登録の手続きは、ロケーション的に利用者の便宜のため1つのビルに集中する「ワン・ビルディング・オペレーション」を行うと述べた。この意図はラホール市で実現し、そこでは商標登録、著作権・特許登録のIP事務所が1つのビルに集中し、指揮権の統一のため、すべてが1人のシニア・オフィサーの管理の下に置かれている。長官によれば、カラチでもTMRビルの内にすべてのIP登録事務所を設置しようという試みが進行中である。まずこのビルの改装や十分な機能を備えたIPハウスとしてのグレードアップを済ませねばならない。

長官はパキスタンのIPへの認識は非常に低いと述べた。一般の認識を向上させるため、IPOは古くからの影響力のある内外の団体、例えば商工会議所、企業、R&D研究所、大学、研究者や一般公衆を結ぶ広範囲な普及プログラムを立ち上げた。

電子利用メディア、印刷物メディアの両方がますます利用され、一般のIPへの認識を強めている。長官は、IPOパキスタンは急成長し、今では特許、商標、著作権に関するIP登録業務を統括的に管理する優良な模範的機関となったと評価した。この新機関は2005年4月の開設以来、初の設置目的達成のため常に走り続けてきた。

しかし、従来とは違うIP、例えば地理的表示、遺伝子、資源、伝統的知識や民間伝承などに関する法やデータベースは更に追加されねばならない。必要とされる法制のための基礎的作業は他の関係者の手に委ねられている。IPRのエンフォースメントは緊急性を要する。なぜならこれが米国とのBIT及びFTA締結の際の重要な関心分野であるから。

アラブ首長国連邦

1. MoEコントロール下にある著作権および特許

(*ガルフ・ニュース、2007年4月4日付*)

今までいくつかの省庁内に分散していた知的財産権 (IPR) および特許、商標は経済省 (MoE) に移管された。

「多国間または二ヶ国間契約にかかるすべての関連する知的財産、特許、著作権契約を UAE が順守し、MoE はすべての事態の推移を傘下に置かねばならない。」と MoE は公表した。

MoE 企画局次長 Mohammad Ahmad Bin Abdul Aziz 氏は昨日アメリカの政治家の代表に対して経済および投資の機会について説明した。

プレゼンテーションは UAE の経済および投資にかかる開発に焦点を当てた。

また、Bin Abdul Aziz 氏は、MoE が民間セクターでの競争をより拡大させる外国投資法を導入しようと努力していることや、カルテルおよび独占的立場の不正使用と戦う競争法のドラフトづくりをしていることを説明した。

2. マイクロソフトが UAE の海賊版訴訟で和解

(*ガルフ・ニュース、2007年4月9日付*)

マイクロソフトはソフトウェア海賊版の販売に関してコンピューター販売店と和解契約に合意したと産業協会が語った。

UAE を拠点とするロイヤルフォカス LLC は和解金支払いに合意し、コンピュータソフトウェア違法コピーの販売を停止する宣言文に署名したと反海賊版対応を行っている組織であるビジネス・ソフトウェア協会 (BSA) が発表した。

しかし、ロイヤルフォーカスのスポークスマンは悪徳行為を否定し、企業は本課題を早急に解決するために契約に署名したと語った。「我々は海賊版ソフトウェアは一切販売しておらず、将来もそのような行為は行わない」とスポークスマンがガルフニュースに語った。

和解が行われたのは、マイクロソフトが販売用海賊版ソフトウェアを発見したとされるドゥールドバイにあるコンピュータプラザ内のロイヤルフォーカス店への家宅捜索が行われた後であった。

「継続的な侵害に対して証拠が発見された場合は、賠償額は増加する」と BSA が発表した。

ドバイ政府検閲当局は、ソフトウェアの違法販売と戦うためのステップとしてこのニュースを賞賛した。「我々が和解契約に達したことは満足しており、これによって国民が IPR 法の重要性を現実に行ったことを意味する」と Juma A1 Leem 部長が語った。

「IPR の理念を軽視する企業や個人に断固たる対応をとるマイクロソフトと BSA の努力が地域の創造的な資本に対してかなりの上昇効果をもたらし、IT セクターおよびソフトウェア産業への強力な成長を助長する。」と Al Leem 氏が述べた。

3. 経済省、IPR 対策を強化

(*中東カンパニーニュース、2007年4月22日付*)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA) は、最近経済省と政府の反海賊対策推進の努力を賞賛した。

経済省 (MoE) は、民間部門への投資、技術移転、地域の経済成長を増進することを目指し

た反海賊法制を支持することで、違法ソフトの流通を削減するための全面的サポートを提供した。これは経済成長のためにIPR法の保護が重要だと認識したためだ。

4. ドバイ税関、WIPOデーを祝う。テーマは「クリエイティビティの推奨」 (中東カンパニーニュース、2007年4月26日付)

ドバイ税関は本日世界知的財産権デーを祝い、先月開始した包括的なメディアキャンペーンの強化と継続を確認した。キャンペーンの目的は、世界知的財産権への意識の高揚と、社会の様々な階層と業者による侵害商品の使用の危険性、及び偽物が文化、経済、市民の健康に及ぼす悪影響につき認識を高めさせることである。

メディアキャンペーンは来月(2007年5月)から開始され、テレビ、ラジオ、印刷物メディアでロゴとメッセージを流すことを含む。

ドバイ税関の知的財産権部門の法律顧問Khaled Nour氏は世界知的所有権機関(WIPO)事務局長Kamil Idris氏の名代として式典でスピーチをし、「毎年4月26日に、世界中の政府と機関はWIPOとともに世界知的財産権デーを祝う。今年のテーマはクリエイティビティの推奨である。」と述べた。

ドバイ税関の調停部門マネジャーのYousuf Ozair Moubarak氏は以下のように述べた。「我々はここに2007年カルチュラル・ウィークを締めくくる。この催しには50人以上の税関職員、UAEや他のGCC諸国の税関機関、連邦税関局、政府省庁を含む様々なレベルの査察官が参加し、模倣品と本物をどのように見分けるかの理論的且つ実践的な25以上のプレゼンテーションが提供され、知的財産権法のエンフォースメントに関する様々な問題が討論された。」

商標所有者委員会のOmar Shtawi委員長は、同委員会を構成する企業はドバイをUAE及びGCC諸国の主要投資先と考えており、同委員会は政府、民間セクター、非政府組織、メディア、消費者のあらゆる層と協力し、知的財産権保護のために働いていると述べた。

「ドバイとUAE は国際的な投資先としてのステータスを持ち、それゆえ知的財産権の保護や不正取引対策に熱心である」と委員長は保証した。

この式典は、2年目の開催となる知的財産権ワークショップへの参加者に敬意を表し、日程を終了した。

ドバイ税関の知的財産権部門は2005年6月30日に地域で初のこの種の行政機関として設立され、アラブ首長国連邦の知的財産権保護と国の経済発展に対処する政策に合致させたものだ。

国際条約と知的財産権関連連邦法への遵守の一環として、ドバイ税関知的財産権部門はドバイへの玄関口となる14の港の見張り役を務め、偽物と模倣品のない都市とするため、また禁輸品の輸入を防ぐため活躍している。

ドバイ税関が今年度第一四半期で23,643個の偽物を押収し、81件の押収報告書を発行したということは注目に値する。押収額は700万ディルハムを超える。

2006年同時期にドバイ税関は353,711個の偽物を押収し、65件の報告書を発行した。押収額は200万ディルハム以上である。押収品のほとんどはDVD、自動車部品、携帯電話、タバコ製品である。

サウジアラビア

オーマン代表団、GCC特許局訪問

(アジア太平洋ニュース・エージェンシー機関、2007年4月21日付)

オーマンの保健省、通商産業省からの代表団がアラビア湾岸協力会議(GCC)事務局の特許局を訪問した。

代表団は特許局の経験と特許保護の役割について概略的な説明を受けた。この代表団の訪問は特許局と関連するGCC諸国との協力関係を強化するための枠組みの一部だ。GCCはサウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール、バーレーン、オーマンから構成されている。

クウェート

保護される知的財産権

(クウェートタイムズ、2007年4月10日付)

商工業省査察部次長補佐Ali Al-Baghli氏は、知的財産侵害は、将来、刑期の延長と巨額の賠償へ繋がる刑事事件になるだろうと語った。

知的財産保護委員会を代表するAl-Baghli氏は、第7回委員会において、そのステップは知的財産侵害事件の減少を狙ったものであると述べた。

また、同氏によれば、委員会は、情報省が実施した反海賊行為キャンペーンについて議論し、会議出席者は、全国的に海賊行為状況を調査するため省庁メンバーを指名するように要求した。

そのような犯罪を防止するための法的ステップを採用するため、委員会は検察部門に次回会議への出席を求め、委員会の全メンバーが海賊行為犯罪を一掃するための調査任務を命ぜられるだろうと同氏は述べた。

委員会は、地方自治体および税関部に加えて商務、内務、情報省のメンバーで構成されている。